マルクスと自己所有権原理

松井暁

- 1. 問題の所在
- 2. 自己所有権の概念と原理
- 3. 私的所有批判と自己所有権原理
- 4. 搾取論と自己所有権原理
- 5. 共産主義の高次段階と自己所有権原理
- 6. 共産主義の第一段階と自己所有権原理
- 7. マルクスと自己所有権原理

1. 問題の所在

コーエンのマルクス解釈は大きな説得力をもっており、一つの有力な理解として認められよう。しかし私見では、コーエンの解釈も完全とは言い難く、他の解釈も成り立つ可能性があると考えられる。すなわち小論では、マルクスの搾取論においては自己所有権原理がたしかに肯定されているが、共産主義の高次段階論では自己所有権原理は否定されることになるという理解をとる。マルクスは、資本主義を批判する搾取論においては自己所有権原理に立脚しながら、自らが積極的に構想する共産主義の高次段階論においては自己所有権原理を否定したととらえるのである。コーエンの解釈するマルクスは、搾取論でも共産主義の高次段階論でも自己所有権原理を肯定している点で一貫しており、これを批判するコーエン自身の規範的主張もまた、搾取論でも共産主義の高次段階論でもこの原理を否定すべきであるとする点で一貫している。これに対して、私の理解するマルクスの自己所有権に対する姿勢は、搾取論では自己所有権原理を前提として受容し

ながら、共産主義の高次段階論では否定している点で整合性がないようにみえる。そこでどうしてこうした理解が整合性を保ちうるのかを説明せねばならない。これが小論の課題である。私の理解は、マルクス解釈を逸脱していると思われるかもしれない。しかし、マルクスの規範的な関心を演繹していけば、私の提出する仮説がマルクス主義における自己所有権原理の位置づけとして最も論理整合性が高いものになる可能性がある。

以下, 私の見解をコーエンのマルクス理解と対照させながら考察する。第2節では、コーエンによる自己所有権の概念と原理の定義を確認する。第3節では、マルクスの私的所有批判のなかから自己所有権原理に対する評価を探り出す。第4節では、マルクスの搾取論が自己所有権原理を肯定しているという点ではコーエンと私が基本的に理解を同じくしながらも、どういう点で異なるのかを説明する。第5節では、共産主義の高次段階においてマルクスは自己所有権原理を肯定しているというコーエンの解釈に対し、マルクスはそれを否定しているという私の解釈を提示する。第6節では、共産主義の第一段階においては自己所有権原理が縮小形態にあることを根拠にして、私の理解の方がコーエンのものよりも整合性が高いことを示す。第7節では、マルクスが歴史的発展段階に応じて自己所有権原理の役割を漸次的に削減する戦略をもっていたという仮説を提案し、現代規範理論のなかでのその意義を明らかにする。

2. 自己所有権の概念と原理

本節ではまず準備作業として、小論の中心的カテゴリーである自己所有権原理の意味を明確にしたうえで、マルクスが自己所有権原理を哲学的な次元でどのようにとらえていたのかを把握しておこう。コーエンは、まず自己所有権の概念と原理を区別するところから始める。彼によれば、両者は異なる。

「自己所有権の概念は自己所有権の命題と同一ではない。後者は偽かもしれないが、前者は概念としては偽ではありえない。……これら二つの事柄をごちゃ混ぜにする傾向のゆえに、自己所有権概念が概念それ自体としては整合的であるという私の主張を、自己所有権命題を是認したものとして誤解する人々が存在したのである | (pp. 209-10、訳298頁)。

自己所有権の概念はある種の所有関係を表現したものであって、何らかの判断を下しているわけではない。これに対し自己所有権の原理または命題は、そうした所有関係に対する判断を示している。自己所有権の概念が成立することを認めたからといって、その原理に賛成したことにはならないのである。コーエンは自己所有権の概念を次のように規定している。

「われわれは、ある人間が自らを所有すると言う際、彼が何か内奥にあるものを所有すると述べているわけではない。A が自己所有権を享受すると述べることは、A が A を所有することを述べているにすぎず、「自己」とはここでは再帰的関係を表している (p.211, 訳300頁)。

通常,所有の対象とされるのは,人間以外の物質や情報であって,人間そのものが所有の対象となるのは,奴隷制が容認されている場合に限られる。奴隷制とは,奴隷主と奴隷について,前者が後者を所有する,つまり前者が所有主体で後者が所有対象となっている関係である。自己所有権の概念とは,この二者間の関係を一人の人格に適用し,所有主体と所有対象が同一である再

帰的関係を表す。

注意せねばならないのは、自己所有権の概念における「自己」とは、精神の内奥にある何か本質的な部分ではないし、そのような「自己」に対する所有権ではないことである。コーエンによれば、所有権の概念が成立するためには、所有主体と所有対象が分離可能でなければならないということはない。両者が同一であっても、すなわち再帰的関係にあっても所有権は成立する。ここでの自己とは人格の全体であり、それは身体とその能力からなる。

そして再度引用すれば、自己所有権の原理は次のように定義される。

「各人は自分の身体と能力の道徳的に正当な所有者であって、それがゆえに各人は他者に対してその能力を攻撃的に用いないならば、好きなように行使する自由を(道徳的に言えば)有する | (p. 67, 訳95頁)。

この定義でまず着目すべきは、前述のように所有権の対象とされているのは、自分の身体と能力のみであって、基本的には人間以外の事物に対する所有は含まれていないことである。つまり、自己所有権原理とは第一義的には、他者からの強制を被ることなく、自由に行動しうる権利を、他者の同様な権利を侵害しないかぎりは各人が有するということである。

ただし、コーエンは別の箇所で次のようにも述べている。

「この原理によれば、あらゆる人間は自らの身体と諸力について完全な私的所有の権利を道徳的に有する。このことは、(自国の法律が認めようと認めまいと)各人は自らの身体と諸力の利用とその果実に対する広範な道徳的権利をもっていることを意味する」(p. 117, 訳165-6頁)。

この引用部分の前半は自己所有権原理そのもの、後半はこの原理が意味する内容であり、後者には所有権の対象に身体と諸力の利用のみならず果実までが加えられている。私は、前者が自己所有権原理そのものであり、後者は自己所有権原理から派生する権利に関する命題であると理解する。そして注意を要するのは、ここでは身体とその諸力の利用による果実と規定されているだけで、果実の範囲がどのように決定されるのかという問題は捨象されていることである。この問題自体が経済学派を分かつ基準となるほどの重大性を有するが、もし果実の範囲が確定されうるならば、それは身体と諸力を行使した当人の所有に帰することを意味すると理解できる。

コーエンは,このように自己所有権の概念と原理を区別し,前者は概念としては整合的であるとしたうえで,後者を批判するという戦略をとる。これについては3点を指摘しておく。

第1は、社会主義的な再分配的課税を支持するならば、自己所有権原理は拒否せねばならないという点である。ノージックは、福祉国家や共産主義社会における再分配的課税は自己所有権原理に抵触すると批判した。コーエンはこの批判を否定するのでなく、正面から承認する。

「自己所有権原理はある個人に対して他人を援助するよう強制することを禁じると,私は主張してきた。再分配的課税は他人を援助するものであり、したがって自己所有権とは両立しないと私は考える | (p. 223, 訳314頁)。

福祉国家や共産主義社会においては、必要原理の観点からこれを満たしえない人々に物的人的補助がなされる。その経済的基盤として他者を補助するのに十分な能力を持つ人々は、税を政府に提供する。こうした再分配的課税は他人を援助することを強制する制度であり、自分の身体と能力を自由に行使できるとする自己所有権原理に抵触する。

このように再分配的課税が自己所有権原理と両立しないという点で、コーエンはノージックと

同意見であるが、後者がそれゆえ再分配的課税を批判するのに対し、前者は自己所有権原理を拒否すべきであるとして、後者の批判に対抗する。逆に言えば、福祉国家や社会主義を擁護しようとするならば、自己所有権原理と手を切らねばならないということである。

第2は、外的世界の所有形態について私的所有以外の形態も考慮するならば、自己所有権原理 の有効性は外的世界の所有形態によって根本的に規定されており、それと切り離して独立した公 理として措定することはできないことである。

「外的世界の集団所有は、その住人たちの自己所有権をたんなる形式的なものにしてしまう。なそうとするあらゆることが他者の拒否権に従属しているのだから、自らの生活を実質的に管理するという目的のために自己所有権という自らの権利を行使することが不可能なのである」(p. 14, 訳16頁)。

「世界の集団所有は、最小限の実効性を伴う自己所有権とも両立しない(さらに言えば、単独では擁護できない)のではないか。外的資源の平等に関して提案された方式、すなわち世界の集団所有は、われわれがこれと結びつけようとした自己所有権を無意味なものにしてしまうように思われる。ワインの使用を禁じられていながら、コルク抜きを所有していても役立たないように、自己所有権は排除されたわけではないが、無効になってしまったのである」(pp. 97-8、訳138-9頁)。

「共同所有(common ownership)」においては,各人が対象を利用する際に全成員による意思決定を経る必要がないのに対し,「集団所有(joint ownership)」においては,いちいち全成員の意思決定を経る必要がある。そして後者の最も厳格な形態においては,各人の行動一つ一つが全成員の了解を要することになってしまい,自己所有権原理は事実上形骸化する。

コーエンは、自由や自律性を尊重する社会主義の観点からすれば、集団所有は望ましい目標たりえないとしてこれを拒否する。ここで確認しておくべきことは、自己所有権原理の内実は外的世界の所有形態のあり方いかんに依存しており、それと無関係な自明の公理として措定することはできないことである。社会主義の立場からして望ましい外的世界の所有形態はたしかに厳格な意味の集団所有ではないとしても、上述のように定義された共同所有と厳格な意味の集団所有の間には集団的意思決定の比重についてさまざまな中間形態が存在する。たとえ上述のように共同所有を定義したとしても、対象の利用に際していちいち全成員の意思決定を経る必要がないという合意そのものはやはり集団的意思決定を経ているはずである。とすれば、自己所有権原理が純粋な形で無条件に成立することはありえない。

第3は,たとえ私的所有と市場経済を前提にしても,自己所有権原理と危害禁止原理が整合的な関係にあるとはいえない点である。上記の自己所有権原理の定義には,「各人は他者に対してその能力を攻撃的に用いないならば」という但し書きが付加されている。これは一種の危害禁止原理であって,自由主義には不可欠の前提である。なぜなら,他人に危害を加える自由が認められれば,自由主義の根幹である私的所有権が維持できなくなるからである。コーエンは自己所有権原理の危害禁止原理について次のように述べている。

「人々は他人に害を加えない限り自分については何をやってもよい自由があるべきだということが言われている。それにしたがえば、助けないこと自体が他人に害を加えているとみなされる場合を除いて、私は決して他人を助けることを要求されない (p.227, 訳319頁)。

コーエンは非援助を危害とみなすという議論については、これを除くという譲歩をする。しかし、彼によればそれでも自己所有権原理は危害禁止原理に抵触する。

「私が自分自身を所有しているならば、他人を助けるために必要な手段たる自分の身体の諸部分と能力を所有している。私は自分の所有するものを他人の利益のためにささげる必要はないということが、所有権に関して一般的に真であるから、私は自分自身を他の誰かの利益のためにささげる必要はないということが、自己所有権に関して真であり、よって私には他人を助ける義務はない。そして、市場競争により引き起こされる加害は、所有権の概念に照らして許容されるものとみなされる。私が売るのをあなたが望まないかもしれないものを私が売ることによって、あるいはあなたが私に買ってほしくないかもしれないものを私が買うことによって、市場競争において私はあなたに害を加えているから、売買の自由、それゆえその自由が引き起こしうる加害は、所有権の概念にとって必然的なものである | (p. 228、訳319-20頁)。

コーエンによれば市場競争は「自己所有権の社会的現象形態」(p. 227, 訳319頁)であり,自己所有権原理を承認する限り,市場競争におけるある者の他者への加害は不可避となる。ところが自己所有権原理には危害禁止原理が制約条件として課されている。したがって自己所有権原理はそれ自体として整合的な社会原理として確立しえないことになる。

以上のようにコーエンは、自己所有権の概念が成立することは認めるが、自己所有権の原理についてはそもそも成立しないと主張している。

3. 私的所有批判と自己所有権原理

ではマルクスは、自己所有権原理をどのように位置づけていたであろうか。次節以降で資本主義、共産主義の体制論との関連で考察するとして、本節ではマルクスの自己所有権原理に対する そもそもの規範的立場について検討しよう。彼は自己所有権原理という言葉は用いていないが、 私的所有に対する批判から自己所有権原理に対する評価を読みとることができる。

(1) ロックの私的所有論

J・ロックは、マルクスが批判した私的所有論の代表的論者であり、その理論はノージックに受け継がれている。コーエンもまた自己所有権原理を批判する作業の一環としてロックの所有論を検討している。そこでまず、ここでもロックの私的所有論を一瞥していこう。

「たとえ地とすべての下級の被造物が万人の共有のものであっても、しかも人は誰でも自分自身の一身については所有権をもっている。彼の身体の労働、彼の手の働きは、まさしく彼のものであるといってよい。そこで彼が自然が備えそこにそれを残しておいたその状態から取り出すものはなんでも、彼が自分の労働を混えたのであり、そうして彼自身のものである何物かをそれに附加えたのであって、このようにしてそれは彼の所有となるのである」(Locke 1690, pp. 287-8, 訳 32-3 頁)。

ロックの私的所有論は、一種の自己所有権原理が出発的におかれ(引用部分の第1,2文)、そこから財産の私的所有が正当化される(第3文)構造になっている。すなわち、身体と労働を所

有する個人がまず存在し、この個人が大地に労働を加えることによって大地を所有し、そこから得られた生産物も所有するという順序で私的所有権が正当化されていく。このように所有はもっぱら労働主体たる一個人とその労働対象との関係として論じられる。そしてこの正当化の論理の最終段階で初めて「少なくともほかに他人の共有のものとして、十分なだけが、また同じようによいものが、残されているかぎり」(Locke 1690, p. 288, 訳33頁)という但し書きが付加されることによって、初めて社会関係からの規定が与えられる。つまり社会関係からの規定が一切欠如した一種の自己所有権原理が最初に前提され、それを出発点として共有の大地に労働が付加されることによって私的所有が基本的に成立し、最後の但し書きの段階において私的所有によって他者が危害を被ることがないかぎりという消極的なかたちではじめて社会関係が導入される。このようにロックの私的所有論では、個人の労働が所有を正当化する根拠となっている。

(2) 本源的所有論

マルクスの資本主義批判の方法に特徴的なのは、近代社会では当然と思念されている事象を歴史的観点からとらえかえすことによって、その歴史的特殊性を浮き彫りにする点にあるが、所有論においても同様の方法が踏襲されている。マルクスは『経済学批判要綱』で、資本主義的生産に先行する諸形態における本源的所有の概念を規定している。

第1に、大地を所有するのは個人ではなくて共同体であり、人々は共同体の成員であることに よって大地を所有している。したがってその成果たる生産物も共同所有となる。

第2に、本源的所有においては、大地の所有とそこから収穫される生産物の所有は労働のみに 由来するわけではなくて、大地の所有を含む生産諸条件の意思的統御の帰結とされる。

「最も本源的な形態で措定されたときに土地所有が意味するのは、大地に対して所有者として関わることであり、大地のなかに原料が、用具が、そして労働によるのではなく大地そのものによってつくりだされた生活手段があるのを見いだすことである。この関係がいったん再生産されれば、もろもろの二次的用具と労働そのものによってつくりだされたもろもろの土地果実とは、原始的な諸形態にある土地所有に含まれるものとして現われる」(MEGA, II, Bd. 1, Teil 2, S. 402, 訳154頁)。

マルクスの本源的所有論においては、土地の所有は共同体成員であることに基づいているから、所有は初めから終わりまで共同体という社会関係のなかで規定されている。そして生産物の所有は労働のみによってではなく、土地も含めた生産諸条件の意思的統御の帰結から導かれている。ロックの私的所有論が、社会的規定のない個人の労働から導出されていることとは対照的である。

(3) 私的所有論への批判

そこでマルクスは、ロックに代表されるような私的所有論を批判する。第1に、所有はつねに 社会関係のなかで規定されるという観点からすれば、所有を一人の個人の成果ととらえる観念の 転倒性は明らかである。

「一個人の所産としての言語というのは、ばかげている。だが、一個人の所産としての所有というのも、それと同じ程度にばかげているのである | (MEGA, II, Bd. 1, Teil 2, S. 394, 訳141頁)。

第2に、生産は客体的生産諸条件と労働の両者がそろって初めて可能であり、所有はこのような生産をめぐる社会関係によって根拠づけられるという立場からすれば、所有を労働のみの成果とするような観念は外見的なものにすぎない。

「交換価値にもとづく生産とこの交換価値の交換にもとづく共同体組織とは、労働の客体的諸条件からの労働の分離を前提し、またそれを生産する。いかにそれらが……所有を労働だけの成果として想定するという外見、自己の労働の生産物に対する私的所有を条件として措定する——しかも労働を富の一般的条件として措定する——という外見をもとうとも、そうなのである」(MEGA, II, Bd. 1, Teil 2, SS. 411-2, 訳168-9頁)。

このように,共同体成員による生産諸条件の意思的支配という社会関係から所有を規定する視点からすれば,一個人の労働がその生産物の所有を正当化するという私的所有論の転倒性は明らかである。

(4) 自己所有権原理への批判

さらにマルクスは、直接的にではないが、自己所有権原理に対する批判にほぼ等しい議論を提示している。『経済学・哲学草稿』第三手稿では、経済学的な観点から私的所有と労働の関係が検討されている。富の本質を労働に見出した国民経済学においては、富の「外的、没思想的な対象性が廃棄される」のだが、それは「私的所有が人間そのものにおいて肉体化して、人間そのものがそれの本質とみとめられること、――しかしそのために人間そのものが私的所有の規定のなかで定立されること――によっておこなわれるわけである。したがって人間をみとめるようにみえながら、労働を原理とする国民経済学はむしろ人間の否認の筋道だった貫遂にすぎない」(MEW、Bd. 40、SS. 530-1、訳451頁)。

国民経済学は、富の源泉を労働に求めることを通じて、富を所有する権原も労働とその主体である人間にまで求めることになった。ここにおいて、人間が人間そのものとしての自己を所有対象とする自己所有権が観念されるようになる。マルクスは、生産物に対する私的所有という観念が形成されることによって、労働への権原や身体の所有という観念が生み出されるという疎外の状態を見出している。私的財産制の確立によってはじめて可能となった自己所有権とは、人間までが所有という物象に対する関係によって表現される特殊歴史的な疎外された観念である。それゆえにマルクスはこれを基本的人権であるどころか「人間の否認」ととらえたのである。

さてロックの私的所有論では、大地の領有については危害禁止原理が付加されていたが、自己 所有権原理そのものについては何の限定もなかった。とはいえ、自己所有権原理がある社会に普 遍的に妥当するためには、コーエンの定義のように、他者の同様な権利を保障する危害禁止原理 が不可欠である。ところがマルクスによれば、この原理は成立しない。彼は『ユダヤ人問題によ せて』において、フランスの人権宣言や憲法を評しながら次のように述べている。

「自由とは、どの他人をも害しないすべてのことをしたりやったりできる権利である。各人が ・・・・・・・ 他人を害しないで行動できる限界は、ちょうど二つの畑のさかいが垣根によってきめられている ように、法律によって規定されている。問題になっている自由は、孤立して自己に閉じこもった モナドとしての人間の自由である。……

……自由という人権は、人間と人間との結合にもとづくものではなく、むしろ人間と人間との 区分にもとづいている。それはこうした区分の権利であり、局限された個人の、自己に局限され た個人の、権利である。

自由の人権の実際上の適用は、私的所有という人権である。

……私的所有の人権は、任意に、他人にかまわずに、社会から独立に、その資力を収益したり 処分したりする権利、つまり利己の権利である。……

……人権において人間が類的存在としてみなされるどころか, むしろかえって類的生活そのものである社会が, 個々人の外部のわくとして, 個々人の本来の自律性の制限としてあらわれるのである。彼らを結合する唯一の紐帯は, 自然的必要, 欲望と私利, 所有と利己的一身との保全,である | (MEW, Bd. 1, SS. 364-6, 訳402-3頁)。

コーエンの場合は危害禁止原理が市場競争の次元で分析されていた。ここでのマルクスも市民社会における自由を危害禁止原理の観点からとらえているが、より根本的な次元で考察している。人間はそもそも一定の空間を占める物体であり、また社会関係のなかで何らかの位置を占める主体である。したがって本来、人間が自己の身体と能力を自由に行使するならば、何らかのかたちで他者に危害を加えることになるはずである。危害を加えることがないとすれば、それは人間を何らの空間も社会関係ももたないアトム的個人とみなす場合が、法律でもって人為的に個人の間に境界を設ける場合のいずれかであるが、前者は非現実的な想定であるし、後者はそうした境界そのものが自由の概念によって説明されねばならないはずなのにそれを明らかにしておらず、循環論法に陥っている。したがって市民社会における自由という人権は危害原理を前提にしながらも、これを前提にすると成立しえないというアポリアに逢着している。自己所有権原理にとって危害禁止原理は不可欠であり、しかも危害禁止原理に抵触しないような自己所有権原理は存在しない。したがって自己所有権原理は成立しない。これがマルクスの市民的自由論から得られる危害禁止原理に関する洞察である。

このようにマルクスは、自己所有権原理はそもそも私的所有論から派生した疎外された観念であり、しかもたとえそれを一応前提したとしても、それにとって不可欠な危害禁止原理に抵触しないことは不可能であるから、自己所有権原理は論理的に成立しないと判定したのである。

(5) 自己労働に基づく所有

ところがマルクスは、自己所有権原理に類するような規定を随所で与えている。

「労働力の所持者が労働力を商品として売るためには、彼は、労働力を自由に処分することができなければならず、したがって彼の労働能力、彼の一身の自由な所有者でなければならない」(MEW, Bd. 23, S. 182, 訳220頁)。

ここでは労働者が自己の身体と能力の所有者であるとされており、一種の自己所有権原理の規定とみてよかろう。マルクスは一方で自己所有権原理を成立しないものとしながら、他方でこの原理を認めているようにみえる。これをどう理解したらよいだろうか。搾取論と自己所有権原理の関係は次節で検討するとして、ここでは私的所有論の視点からこの問題を考えよう。

この問題を解く鍵となるのは、マルクスの私的所有論に対する姿勢である。マルクスは、『資本論』第7篇第22章第1節「拡大された規模での資本主義的生産過程 商品生産の所有法則の資本主義的取得法則への変転」において、次のように述べている。

「最初は、所有権は、自分の労働にもとづくものとしてわれわれの前に現れた。少なくとも、このような仮定が認められねばならなかった。なぜならば、ただ同権の商品所持者が相対するだけであり、他人の商品を取得するための手段はただ自分の商品を手放すだけであり、そして自分の商品はただ労働によってつくりだされるだけだからである。所有は、今では、資本の側では他人の不払労働またはその生産物を取得する権利として現れ、労働者の側では彼自身の生産物を取得することの不可能として現れる。所有と労働との分離は、外見上両者の同一性から出発した一法則の必然的な帰結となるのである」(MEW、Bd. 23、SS. 609-10、訳760頁)。

前述したロックの労働所有論においては、人間が共有の大地に労働を加えることによって生産物を所有するというかたちで、自己の労働に基づく所有が描かれていたが、マルクスによる領有法則の転回論で想定されているのは、自らの生産手段を私有する小商品生産者である。この個人が自らの労働を自らが私有する生産手段に加えたのだから、その生産物も当然――ロックの場合のように生産手段は共有ではないので、他者に配慮した但し書きはいらない――自分の所有下に入ると観念される。

この領有法則の転回論については、自己労働に基づく所有が歴史的論理的いずれの性格を有するのかをめぐって、周知のように活発な論争が繰り広げられてきた。しかし、自己労働に基づく所有は資本主義においてたんなる仮象に過ぎないものであるが、それは必然的に形成される仮象であるという点ではほぼ共通了解が得られている。マルクスの私的所有に対する姿勢を読み解くうえで重要なのはこの点である。すなわち、自己労働に基づく所有という観念は、たんにブルジョア学者が頭のなかでひねり出したイデオロギーにとどまらず、資本主義社会において表面上とはいえ必然的に通用している観念である。「商品の領有過程が労働による領有として現象するのは必然的である」(MEGA, II, Bd. 2, S. 48、訳109頁)。そして「自己労働による領有の法則……は流通そのものの考察から生じる前提であって、恣意的なものではない」(MEGA, II, Bd. 2, SS. 49-50、訳113頁)。だからこそマルクスは、他人の不払労働の取得と資本家的領有法則を自己労働に基づく所有の法則を前提にして導出したのである。自己労働に基づく所有という観念は、資本主義社会に生きる人々が抱く幻想や現実にそぐわない法律のしわざにとどまらない、資本主義的経済関係に必然的に随伴する現象なのである。

(6) 私的所有のポジティヴな本質

しかもマルクスは、私的所有を必然的であるととらえるのみならず、「私的所有のポジティヴな本質」(MEW, Bd. 40, S. 536, 訳457頁) ともとらえている。

「分業と交換が私的所有の形成物であること、まさにこのことのうちに、人間生活はその実現のために私的所有を必要としたとともに、他面、今や私的所有の廃止が必要であるということ、この二つのことの証明が存するのである | (MEW, Bd. 40, S. 562, 訳484頁)。

近代市民社会は、人間生活の社会的性格を私的所有による分業と交換という疎外された形態で 実現した。よって共産主義はこの「私的所有のポジティヴな廃棄」(MEW、Bd. 40, S. 536, 訳457頁) として遂行されねばならないとされる。ここには、マルクスの私的所有に対する独特の姿勢が表れている。すなわち彼は、私的所有が市民社会において歴史的必然として登場し、分業と交換という疎外された形態とはいえ、人間の類的本質と労働の社会性を実現したことを評価する。そのうえでその積極的な側面を保持したまま、私的所有を廃棄するという共産主義運動の課題を提起したのである。

それゆえマルクスは「人間による,また人間のための人間的本質の現実的獲得としての共産主義」とか,「歴史の全運動は,共産主義を現実的に作り出す行為——共産主義の経験的現存を生み出す行為——である」(MEW,Bd. 40,S. 536,訳457頁)というように,共産主義運動の経験的現実的性格を強調する。なぜなら共産主義の運動は,私的所有をたんなる法的幻想ないし虚偽意識としてのみとらえて,観念的にそれを捨て去ればよいとする類いの道徳運動とは異なるからである。たしかに私的所有権は永遠不変の自然権ではなく,根本的には虚偽意識に基づく権利であるとはいえ,近代市民社会に生きる人々の日常意識に定着しているばかりでなく,客観的な社会制度として定着している。したがって,共産主義はそうした現実を踏まえたうえでの運動でなければならないとされたのである。

このようにマルクスは私的所有を批判しながらも、それが資本主義社会においては必然的に形成される制度であり、しかもそれが社会主義への移行にとって積極的な役割を果たすと考えていた。このことは自己所有権原理についても妥当する。マルクスのいう共産主義運動の最終目標としては、自己所有権原理は廃棄されるべきであるが、その際にそれが市民社会において現実に果たした積極的役割を踏まえたうえで遂行されねばならないという限定がつけられていたのである。これこそがマルクスの自己所有権原理に対するスタンスにおける最も重要な特徴である。

4. 搾取論と自己所有権原理

本節では、マルクスの搾取論が自己所有権原理を肯定しているというコーエンの主張について 検討する。コーエンは、この主張を次のように述べている。

「資本家は働く人々から労働時間を盗み取っているとマルクス主義者は言う。しかし、ある者が他者から盗むことができるのは、その他者に正当に帰属するものだけである。資本主義の不正に対するマルクス主義的批判はそれゆえ、労働者が自らの労働時間の正当な所有者であることを含意している。他の誰でもなく彼こそが、労働時間をどのように使うか決める権利を有する。しかし、自らの労働する能力、すなわち自らの労働力をどうするか決める権利が彼にはないとすれば、労働時間に対する権利もほとんどないと言わざるをえない。したがって資本家が働く人々から労働時間を盗んでいるという主張は、労働者が自らの能力の適正な所有者であることを含意している。しかしマルクス主義者は、労働者が自らの能力の正当な所有者であるとするのであれば、それは一般の人々についても同じことが言えるとしなければならないはずである。それゆえ資本家が労働者を搾取しているというマルクス主義的主張は、人々が自らの能力の正当な所有者であるという命題に依拠していることになる。この命題は自己所有権命題であり、この原理(のようなもの)が資本主義的関係は本来は搾取的であるという命題を支えるマルクス主義的根拠の基盤

をなすと私は考えている」(pp. 146-7, 訳205-6頁)。

たしかにマルクスは、資本家による労働時間の「盗み」という表現をたびたび使っている。 「現在の富が立脚する、他人の労働時間の盗みは、新たに発展した、大工業それ自身によって 創造されたこの基礎に比べれば、みすぼらしい基礎に見える」(MEGA, II, Bd. 1, Teil 2, S. 581, 490 頁)。

そして盗まれるという表現が前提しているのは、盗まれた被害者が盗まれた対象の正当な所有者であることだから、盗まれた対象が労働時間であるとすると、それは人間が一般に自らの時間ないし能力の正当な所有者たることを前提としていることになる。そしてこれは自己所有権原理であるから、マルクスは自己所有権原理を肯定しているというのがコーエンの推論である。自己所有権原理に基づく搾取論によれば、労働者は剰余労働時間においては自己の身体と能力を自由に行使することができないのであって、自己所有権を侵害されており、それゆえにこの時間を強制的に取り上げられている、すなわち搾取されているとされる。第2節でみたように、最終的には自己所有権原理は論理的に成立しないとはいえ、少なくとも労働者の立場にとっては説得力ある議論である。

しかしリバタリアンのノージックは、ここには搾取は存在しないと応える。彼によれば、資本家と労働者は労働力という商品を自由に交換したのであり、労働者は剰余労働時間を提供することに自らの意思で納得したうえで労働契約に同意したのであるから、強制的に取り上げられた、すなわち搾取されたことにはならない。

これに対しコーエンは、表面上はたしかに労働者は自由に契約しているようにみえるが、現実には生産手段をもたない彼らはたとえ不本意であっても剰余労働を差し出す労働契約を結ばざるをえない、すなわちそうするよう制度的に強制されているのであって、決して自由な契約ではなく、強制的な剰余の抽出すなわち搾取なのであると応えている。

ところで自己所有権原理はノージックが福祉国家における再分配的課税を批判するときの原理でもあった。すると、リバタリアニズムの中核をなす原理を、平等主義の推進を担ってきたと自負するマルクス主義が実は共有していたというコーエンの主張に対しては、当然のことながらマルクス主義の側からの反発が起こることになる。しかも大多数のマルクス主義者は後述のように、共産主義の高次段階では自己所有権原理が否定されると考えており、この点からしてもマルクスが自己所有権原理を肯定していたという主張は受け入れがたいものに映る。では搾取論において自己所有権原理はどのような位置づけにあると理解すべきであろうか。

私の結論を先に述べると、マルクスは搾取論において自己所有権原理を肯定していたという点では私はコーエンと同意見である。ただし、肯定の意味についてはコーエンと異なる。コーエンの理解では、資本主義と共産主義の高次段階のいずれにおいても、マルクスは自己所有権原理を肯定していた。これに対し私見ではマルクスは、資本主義では自己所有権原理を肯定しており、その直後に続く共産主義の第一段階でも度合が低くなるとはいえ自己所有権原理を肯定していたのだが、共産主義の高次段階では否定されると考えていた。したがって、資本主義における搾取批判の前提として自己所有権原理を肯定していたという点では、私とコーエンは同意見であるとはいえ、その肯定の意味に相違が出てくるのは当然である。私の理解では、マルクスは資本主義社会の基礎をなす原理として自己所有権原理を肯定していただけであり、みずからの理想とする

共産主義の基本原理として肯定していたわけではない。コーエンの理解では、マルクスは社会システムを超越した基本原理として自己所有権原理を無限定に肯定していたとされる。つまり限定的な肯定か無限定的な肯定かという点で異なるのである。

さてコーエンは周到にも、マルクス主義者の搾取論には自己所有権原理が見出されるというコーエンの主張をめぐるマルクス主義者との討論のやりとりを想定している。そこで本節では、この想定された討論を吟味することによって、コーエンと私が搾取論において自己所有権原理が肯定されているという点では一致しながら、肯定の意味についてはどのような意味で異なるのかという点をさらに明らかにしていこう。

まず、コーエンの想定した討論は入り組んでいるので整理しておく。

- 第一の反論:マルクス主義者は実際には福祉国家を擁護する闘争の前面に立ってきた。福祉国家 による弱者のための再分配は自己所有権原理を否定するものである。よって、マルクス主義者 は自己所有権原理を否定している。
- コーエンの回答:この反論は、労働者と弱者が一致している時代状況においては有効だったが、 一致しなくなっている現代においては成立しない。
- 第二の反論(共産主義的反論):共産主義の原理は自己所有権原理と矛盾する。後者はそれゆえ マルクス主義のものとすることはできない。
- コーエンの第一の回答: もし共産主義の原理が自己所有権原理と矛盾するのであれば、マルクス 主義者は自分自身と矛盾している。
- 反論者の返答:マルクス主義者は自分自身と矛盾してはいない。なぜなら彼らが自己所有権に訴えるのは、対人論証にすぎないからである。
- コーエンの第一の応答:にもかかわらずマルクス主義者は絶えず自己所有権を活用している。こ のことはリバタリアニズムに対して彼らが弱みを握られていることを説明するのに十分である。
- コーエンの第二の応答:対人論証という切り出し方は説得力がない。
- コーエンの第三の応答:自己所有権原理をたんに対人論証的に用いることでは、労働者が奪取されているというマルクス主義者の主張に伴う熱意を説明できないであろう。
- 共産主義的反論に対するコーエンの第二の回答:事実上は,共産主義の原理は自己所有権原理と 矛盾していない。

まず、この討論全体の特色をつかんでおこう。第1に、マルクス主義者による二つの反論は、論理的に類似した構造をもっている。第1と第2の反論は、マルクスが自己所有権原理を肯定していない論拠として、それぞれ福祉国家における福祉運動と共産主義の高次段階における必要原理が自己所有権原理と矛盾することを挙げている。そしていずれの回答も搾取論そのものが自己所有権原理を肯定しているのか否かという問題そのものを回避している点でも類似している。二つの反論は搾取論そのものを対象としていないために、これらを論破したところでマルクスが搾取論においてこの原理を肯定していたという強い主張が導けるわけではない。

第2に、第1の点に関連するが、第1の反論に対する回答は一つであるのに対し、第2の反論

に対する回答は二つあり、その前者では、搾取論が自己所有権原理を肯定しているという主張自体が否定されているわけではないとされている。これは上述のような二つの反論の類似性に鑑みれば、非対称的である。すなわち、第1の反論に対しても同様の回答が対置できるはずである。

第3に、第1の反論に対する回答と、これに対応すると思われる第2の反論に対する二つ目の回答を比較すると、論拠の性格が異なっている。第1の反論に対する回答では、福祉運動と労働運動が現在ではもはや合致しなくなった点を、自己所有権原理が否定されているという主張が成り立たない根拠としているが、第2の反論に対する二つ目の回答では、(コーエンのマルクス理解からすれば)共産主義社会における生産力上昇によって自己所有権原理を否定する必要がなくなることを根拠としている。前者は経験的事実に基づくが、後者は論理的な性質の根拠である。

以上の準備を踏まえて順番にみていこう。第1は、マルクス主義者が実践的には福祉国家を擁護し、弱者を保護する運動の先頭にたってきたという反論である。しかしコーエンによれば、このようにいえるのは、大多数を占める労働者と、福祉を享受すべき弱者が一致している状況においてのみであり、現代のように両者が一致しなくなった状況のもとでは、現実的にも労働運動と福祉運動は分岐している。したがってマルクス主義者が実際上は福祉国家における弱者を守る運動に携わってきたという反論は、現時点では成り立たないとしている。これに対する私の見解は以下の通りである。

第1に、現代において労働運動と福祉運動の対象が分裂しているというコーエンの現状認識には私も同意する。しかしこの認識は、搾取論が自己所有権原理を否定しているか否かというここでの問題とは直接的には関係しない。なぜなら、コーエンは現代にあっては労働運動と福祉運動の対象が一致しなくなったから、搾取論が自己所有権原理を否定しているとは言えなくなったとしているが、労働運動と福祉運動の対象が一致していたとしても、搾取論が自己所有権原理を否定していると言えるわけではないからである。すなわち労働運動において搾取論が自己所有権原理を否定しているか否かという問題は、福祉運動と対象が一致しているか否かという問題とは独立なのである。

第2に、では労働運動と福祉運動の対象が一致しているか否かという問題を別にして、搾取論における自己所有権原理への依拠は、福祉運動における必要原理を否定していることになるのだろうか。すなわち、自分で労働した者だけが生産物の分配に与ることができるのであって、必要に応じた分配を求める弱者にはその資格はないということになるのだろうか。

搾取論の主旨は、資本家と労働者の間における能力等の内的資産の配分の問題を捨象したならば――これは資本家と労働者の定義からして当然である――、両者における資本・土地等の外的資産の配分の相違が原因となり、生産物の分配における不平等が生じるという点にある。たしかに内的資産の異なる人々の間では自己所有権原理と必要原理は対立するが、ここでは内的資産の差異に伴う分配問題や必要原理は議論の対象とされていないのである。

しかも外的資産の平等な配分と要求は、弱者の要求とも一致している。特に、コーエンの例に登場する虚弱な資本家は外的資産のおかげで生存できたのである。とすれば、労働者にとっても非生産的な弱者にとっても外的資産の平等配分は共通の要請であって、この点では両者の要求が一致していることは確認しておく必要がある。

搾取論においては必要原理が捨象されていることが認められるとしても、福祉国家における社

会運動の原理として、一方で自己所有権原理に依拠しながら、他方で必要原理を主張するのは矛盾していないかという疑問が残るかもしれない。しかし、それは資本主義社会に次元の異なる問題が併存しており、それを同次元で論じようとすれば矛盾が生じるということなのであり、運動の側の問題ではない。

マルクス主義的搾取論は自己所有権原理を肯定しているというコーエンの主張に対する二つ目の反論を彼は「共産主義的反論」と呼ぶ。この反論によれば、共産主義の高次段階において分配を司る原理(「各人はその能力に応じて、各人にはその必要に応じて」)は、自己所有権原理と矛盾する。マルクスは共産主義の高次段階の基本となる必要原理において自己所有権原理を否定しているのだから、搾取論においてもそれは否定されているはずであるという論理である。

共産主義的反論に対してコーエンは二つの回答を対置する。第1の回答は、共産主義の原理がたしかに自己所有権原理と矛盾することを一応認めるのだが、だからといってマルクス主義的搾取論が自己所有権原理を肯定しているという主張が損なわれることはないとする。たとえ自己所有権原理が共産主義の原理と矛盾しているとしても、それはマルクスの理論体系が矛盾しているだけのことであって、資本主義批判としての搾取論が自己所有権原理を肯定しているという主張自体が否定されているわけではないという回答である。

このコーエンの第1の回答に対する返答を彼自身が次のように提示している。

「しかし、共産主義的反論に対する第一の回答には返答がある。それは自己所有権原理を内在的に用いている点で、マルクス主義による資本主義批判は対人論証的だというものである。それはいわば、その罠を肯定することなく、よってマルクス主義の学説全体に自己矛盾をもたらすことなく、資本主義をそれ自身が仕掛けた罠に陥れることを目的とする批判である」(p. 158、訳218頁)。

ここでの「対人論証(argumentum ad hominem)」とは、相手の議論の前提を自らは肯定していないにもかかわらず、その前提を用いて相手の主張とは反対の帰結がもたらされることを示すことによって、より効果的に論破しようという弁論術のことである。

資本主義擁護論者はノージックのように、自己所有権原理を自明の前提とし、そこから資本主義の正当性を導出しようとする。これに対してマルクス派は、外在的に資本主義を否定するのではなく、ブルジョア的原理である自己所有権原理を肯定してはいないのだが、いったんそれを議論の前提として受け入れたうえで、そこから搾取論を通じて資本主義の不正性を暴き出すという論法をとる。したがってマルクス派は、資本主義批判としての搾取論においても、共産主義原理においても自己所有権原理を肯定していないという点で一貫しているという返答である。

これはコーエンに反対する議論を彼自身が作り上げたものであるが、この返答を上述のような意味で対人論証と呼ぶことは正確ではない。この対人論証においては、マルクス主義者は自己所有権原理を信奉してはいないのだが、相手たる資本主義擁護論者を論駁するために用いているにすぎないとされる。しかし、そのような論法の問題を超えて、自己所有権原理は私有財産制度の基礎をなす原理として定着している。つまり自己所有権原理は、たんなる主観的な信奉の次元にとどまらず客観的な制度の次元で資本主義社会のなかに存在しており、マルクスはそうした事実としての自己所有権原理を前提にして搾取論を提起したのである。

ではマルクスは自己所有権原理をどのように評価したととらえるべきであろうか。マルクスの

自己所有権原理に対する評価は彼の資本主義全般に対する評価と同一の構造をもっている。マルクスは、資本主義を社会主義に到達するための必然的通過点としてとらえていた。資本主義はその後に来るべき共産主義からすれば遅れた社会であるが、前近代的な経済体制と比べれば進んだ社会である。そして自己所有権原理は資本主義の中核をなす原理であるから、自己所有権原理についても同様の評価が当てはまる。すなわち前近代社会を支配した原理と比べれば自己所有権原理は進歩的であるが、共産主義の視点からすれば遅れた原理であるということになる。

さてこの返答に対して、コーエンは三つの応答を準備している。

「第一の応答は、マルクス主義者による自己所有権原理の使用を上述の返答が否定していないことをまず指摘する。すなわち、この返答はマルクス主義者が自己所有権原理を信じていることは否定しながら、それを使用していることは認めるのである。しかし、自己所有権原理を習慣的体系的に使用してきた事実は、それが心の底からの信奉の表現ないし発露ではないとしても、リバタリアニズムに対してマルクス主義が弱点をもっていることを説明するのに十分な、目的上の重大な混乱をもたらしかねない」(pp. 158-9、訳218頁)。

上記の観点からすれば、自己所有権原理を使用してきたという事実は、マルクス主義がリバタリアニズムに対して弱点をもっていることにならないのは言うまでもないことであろう。むしろ逆に、資本主義システムにおいて自己所有権原理が人々によって受容されているからこそ、これを前提にして搾取論を対置することによって資本主義のもつ矛盾が明らかになり、資本主義批判の説得力が得られるのである。

コーエンの第2の応答に移ろう。それは「資本主義が自分のかけた罠に陥るという議論は、実は有効ではないというものである。第8節では、農奴制を非難するブルジョア的根拠に基づくことでは資本主義を非難できないことを示そう | (p. 159、訳218-9頁)。

そして当の第8節では、次のように述べられている。

「生産と正義の論題をめぐるマルクス主義者の脆弱性とリベラリズムの安定性の対照は、いわゆる「純粋に形成された資本主義関係」の事例によって、鮮やかに示すことができる。純粋に形成された資本主義関係では、一般の資本主義関係と同様に、一方に資本をもたない労働者が、他方に資本を賦与された資本家が存在する。しかしここでは賦存の相違が、ある歴史の帰結であるという点で、この関係は純粋に形成されている。すなわちその歴史は、人々が自己所有権を有し、資本の賦存が平等な状態から出発し、いかなる強制や詐欺の結果でもなく、すべての資本をもつことになる人々の倹約や才能の結果として資本主義的段階に到達するのである。

マルクス主義者はこうした関係に深く悩まされる。なぜなら彼らは、こうした関係においても 労働者は不正に搾取されていると主張したいからである。彼らはそう主張せざるをえない。さも ないと資本主義的関係は本来不正なものであるという主張を放棄することになる。だが自己所有 権に対する彼らの賛同を所与とすれば、何を根拠にしてマルクス主義者は純粋な資本主義的関係 に不満を述べることができるのだろうか。この関係は、人々が自己所有権を有し、外的資源が平 等な状態に起源を発している。マルクス主義者は暗黙裡に自己所有権原理を自ら肯定しているの だから、こうした起源の自己所有権という要素を否定することはできない。しかし、生産手段へ のアクセスの不平等に対するマルクス主義者の強い反発を所与とすれば、彼らが初期時点での外 的資源の平等を拒絶するのは馬鹿げたことだろう。したがってマルクス主義者は自分自身の罠に かかっているのである。労働者が搾取されているという主張を確証するために、彼が暗黙裡に依拠している原理が、ここではその主張をくつがえす役割を果たしている」(pp. 161-2、訳221-2頁)。マルクス主義者は、自己所有権原理を逆手に取り、これを前提としながら搾取論によって資本主義を批判しようとしたのだが、純粋に形成された資本主義を批判することはできない、したがって自己所有権原理を前提とした資本主義批判は失敗に帰するというのが、コーエンの第2の返答である。

しかしここでもコーエンは、搾取論の目的を不当に拡大している。マルクスによる搾取論の目的は、初期時点で外的資産が不平等に配分された状態から出発した資本主義(コーエンの観点からすれば、「不純な資本主義」)を批判することにあり、純粋に形成された資本主義を含む資本主義一般を批判することではない。たしかに論理的には純粋に形成された資本主義も資本主義の一類型ではあろう。しかし現実に存在する資本主義の大半をなすのは外的資産が不平等に配分された状態から出発した資本主義であるといっても過言ではないのであり、この不純な資本主義を批判できれば搾取論の目的は達成されているのである。

もちろんマルクス主義者は、コーエンのいう純粋に形成された資本主義の問題を無視してよいというのではないが、それは搾取論の課題ではないのである。マルクスの場合、純粋に形成された資本主義という議論の立て方ではないが、外的資産の平等を超えた問題は、共産主義の二つの段階論できちんと扱われている。コーエンは外的資産の不平等を超えた問題までも搾取論のなかに押し込めようとしたために、自己所有権原理を前提にした議論は行き詰まるとしてしまったのである。

第三の応答に移ろう。

「最後に――これは私の第三のしかも決定的な応答である――, 労働者は財貨を奪われているのだというマルクス主義の主張にみられる熱意が, 対人論証という目的のためのこしらえものだったというのは, とうてい承服しがたい。対人論証という切り出し方が不誠実なものでないとすれば, 農奴とプロレタリアの状態は本当に相似しているとマルクス主義者は考えているはずであるから, 彼らは実は, 農奴は奪取されていないと考えていたことになってしまう」(p. 159, 219頁)。

この応答については、すでに第一の応答に対して述べた議論が同様に通用する。すなわち、マルクスは対人論証のように自己所有権原理を議論の都合のために受け入れたのではなく、資本主義社会に現実に存在する制度として認めている。プロレタリアであれ農奴であれ、財貨を奪われているというのは、事実としてそのように述べているのである。

以上,搾取論には自己所有権原理が存在するというコーエンの主張に対する共産主義的反論を めぐる討論を吟味した。私は,マルクスの搾取論が自己所有権原理に依拠していることは認める が,だからといって彼がそれを超体制的な基本原理として肯定していたというコーエンの解釈に は賛成できない。

概してコーエンは、自己所有権原理の問題を「信奉」の次元に矮小化している。自己所有権原理は、マルクス主義者が信奉するか否かにかかわらず、資本主義社会の基本をなす原理であり、市場経済という経済構造を土台とする上部構造である。したがって自己所有権原理は資本主義的な経済構造によって規定されているのだが、経済構造を変えるためには変革主体の運動が必要で

あり、最終的には主体の意識に訴えざるをえない。その場合にマルクスは、超越的な観点から自己所有権原理を否定するようなことはせずに、資本主義社会に内在する原理に従いながら、そこに存在する不平等を批判するという方法をとったのである。この限りでマルクスは資本主義的搾取への批判の前提として自己所有権原理を肯定したのであり、超体制的な基本原理として肯定したわけではない。

基本原理として肯定されていたか否かという議論の立て方はは些末であるという反論がコーエンの側からすれば発せられるかもしれない。しかしコーエン自身が、共産主義の第一段階における自己所有権原理の位置づけについて次のように述べている。

「実践的な理由のために、社会主義者は自己所有権に基づく統治を保持せねばならないが、だからといって自己所有権を基本原理として支持していることにはならないのである」(p. 125, 訳 174頁)。

マルクスは、まさに実践的な理由から自己所有権原理を肯定することによって搾取のメカニズムという事実を明らかにしているのだが、だからといって自己所有権原理を基本原理として肯定していることにはならないのである。

さて最後にコーエンは、第2の回答を提示する。

「共産主義的反論への私の第二の回答は,第一の回答における私の譲歩を撤回する。私には第二の回答の方が望ましい。なぜなら,第5章第3節で説明したように,共産主義原理のなかに自己所有権の否定を見出すのは誤解だと私は考えるからである。「気のおもむくままに」ふるまう共産主義的市民は,自分自身に対する実質的な主権者である」(p. 159, 訳219頁)。

第2の回答は,第1の回答における譲歩を撤回し,マルクスは共産主義の高次段階においても 自己所有権原理を肯定していたとする。つまりコーエンは,搾取論においても共産主義の高次段 階論においてもマルクスは自己所有権原理を肯定していたと主張しているのである。この回答は, 共産主義社会における自己所有権原理の位置づけに関わってくる。そこで節を改めて検討しよう。

5. 共産主義の高次段階と自己所有権原理

(1) コーエンの解釈する共産主義の高次段階

マルクスは、『ゴータ綱領批判』において、共産主義社会を二つの段階に分け、それぞれを支配する分配原理について述べている。本節では、そのうちの高次段階と自己所有権原理の関連について考察する。コーエンは、マルクスは共産主義の高次段階において自己所有権原理を否定していなかったという理解を提起している。

共産主義の高次段階では、自己所有権原理はどのような役割を果たすのだろうか。コーエンは 次のように問いかける。

「共産主義社会が旗に書き込む言葉は、リバタリアニズムとは両立しないように思われる。それは、条件の平等のために共同体へ自己の能力を提供せねばならないことを、それゆえ本来ならば選択していたはずの方法とは異なった方法で能力を行使せねばならないことを意味していないだろうか」(p. 126, 訳175頁)。

共産主義の高次段階では、必要に応じた分配がなされることになるが、これを可能とするためには内的資産を多く持つ者はそうでない者のために、本来であればそうするつもりはなかったにもかかわらず、みずからの能力を行使せねばならなくなる。とすれば、これは自己所有権原理が否定された社会だということになろう。ところがコーエンは、マルクスは自己所有権原理を共産主義の高次段階において否定しなかったという解釈を提起している。先の引用に続けてコーエンは次のように述べる。

「しかし共産主義社会では、誰もが自由に、そして私の推測ではいかなる制約もなしに発展していくのであり、万人の自由な発展が条件の平等と両立するのは、労働が生活の主要な欲求になっているからである。すなわち、各人による能力の無制限な行使が万人の必要充足を許容するだけでなく促進するのである。そして、労働が生活の主要な欲求になっているのは、先の段落の前半で仮定されている高い段階にある生産力――「労働自身を高貴なものとする物質的手段」が手元にある――のおかげで労働が魅力的になっているからである。だからこそ、マルクスは技術的解決に訴えることによって左翼リバタリアニズムへの拒否を棚上げしているという私の主張が導かれるのである。物質的富裕の高い段階では、労働貢献への報酬という誘因はもはや必要ではなく、自己所有権に基づく統治を維持することはもはや不要となる。しかし、自己所有権による統治の維持を不要にする事態そのものがまた、自己所有権原理を拒否することを不要にするのである。労働が生活の主要な欲求になれば、自己所有権の原理によって享受される報酬なしに、そしてこの原理の拒否を前提とする強制なしに、労働がなされることになる (p. 126、訳175頁)。

ここでは高い生産力の実現によって、労働が生活の主要欲求になり、それがゆえに自己所有権 原理の否定が不要になるという論理になっている。マルクスは、共産主義の高次段階においては 生産力の発展によって無限の富裕が達成されるので、労働貢献への動機付けのための自己所有権 原理が不要になるというように、社会科学的というよりは技術的に問題を解決してしまったとい うわけである。

このように、コーエンは生産力の発展という技術的要因こそが必要原理を可能にするうえで決定的となるという理解を示している。コーエンがこうした解釈の根拠としているのは、『ゴータ綱領批判』の一節である。そこでは共産主義の高次段階について次のように述べられている。

「共産主義社会のより高度の段階で、すなわち諸個人が分業に奴隷的に従属することがなくなり、それとともに精神労働と肉体労働との対立がなくなったのち、労働がたんに生活のための手段であるだけでなく、労働そのものが第一の生命欲求となったのち、諸個人の全面的な発展に伴って、また彼らの生産力も増大し、協同的富のあらゆる泉がいっそう豊かに湧きでるようになったのち――そのときはじめてブルジョア的権利の狭い視界を完全に踏みこえることができ、社会はその旗の上にこう書くことができる――各人はその能力に応じて、各人にはその必要に応じて! (MEW、Bd. 19、S. 21、訳21頁)。

生産力が非常に高い段階に到達するおかげで、労働が生活の主要な欲求となるため、人々は自己所有権原理に基づく報酬が得られなくとも、共同体に自己の能力を提供するようになる。このようにコーエンは理解している。

この文章には、三つの nachdem(「~ののち」)節がみられる。分業の廃棄ののち、労働が第一欲求となったのち、そして「諸個人の全面的な発展に伴って、また彼らの生産力も増大し、協

同的富のあらゆる泉がいっそう豊かに湧きでるようになったのち」(傍点一松井),必要に応じた分配が可能になると述べられている。三つの事態は形式的には並列しており、それらが総合されて必要原理が可能になると理解できるが、論理の流れとしては、一つ目が二つ目に、二つ目が三つ目に先行しているとみるべきであろう。しかも三つ目の事態における生産力の増大は、諸個人の全面的な発展に随伴する現象として描かれており、その結果として「協同的富のあらゆる泉がいっそう豊かに湧きでる」ようになるとされている。したがって生産力の増大は、必要原理を可能にする一つの要因ではあるが、唯一の要因とはされていないし、三つの事態の最後に位置し、そのなかでも「諸個人の全面的な発展」に伴うとされているのだから、最も根本的な要因ともいえないことが読み取れる。したがってコーエンのように生産力の発展こそが必要原理を可能にする根本要因であるという解釈にはかなりの無理があるといえる。

またコーエンは、共産主義の高次段階では人々が「気のおもむくままに」行動しており、個人が実質的に自己への主権をもっているという点も挙げている(p. 122、訳171頁)。しかし、これは後述のパシュカーニスのシナリオについて言われていることと同様に、自己所有権原理の否定が自発的に受容されているからである。コーエンが言うような自己所有権原理が否定された状態は、人々の自発的姿勢に基づくものである。とすれば、人々が自己所有権原理を否定しながら「気のおもむくままに」行動することに何ら不整合はない。

最後に取り上げたいのは自己所有権原理の必要性とそれに対する評価との論理的関係である。 コーエンは、共産主義段階においては物質的富裕が行き渡るがゆえに自己所有権原理は不要になるという。上述のような疑義があるとはいえ、ここでは譲歩してこの主張を一応認めよう。しかしそれでも、自己所有権原理が不要になることから、どうしてそれが否定されないことが、ましてやそれが肯定されることが導かれるのかが全く不明である。例えば、マルクスは権利や正義についても自己所有権原理と同様に、生産力の発展によってもたらされる富裕を一つの要因としてその必要性が小さくなると考えていたが、権利や正義に対しては否定的姿勢を取り続けていた。一般的に言って、あるものが不要になるからといって、それを否定しないことやましてや肯定することが導出されることはありえない。必要不要の問題と肯定否定の問題は論理的に独立である。あるものが不要になれば、それを否定する必要はなくなる。しかし、否定する必要がないことから否定しないことや肯定することは導けないのである。

以上のように、コーエンは共産主義の高次段階が実現する条件を物質的要因に還元して理解している。コーエン自身は誠実に、こうした理解が原典解釈よりは自らの共産主義運動の体験から得られたものであることを認めているが、少なくともテキストの面からすれば、コーエンの解釈は決して説得力があるものではない。

(2) 他の論者が解釈する共産主義の高次段階

コーエンは, 共産主義実現の条件をまったく逆に, すなわち主体的条件の変化に求める見解の存在も一応認めている。

「私が念頭におくマルクス研究者であれば、マルクスにしたがって、共産主義のもとでは利害 対立はほとんどなくなるという点に同意するだろうが、マルクスがこのように期待した根拠は、 将来における溢れんばかりの豊かさへの確信ではなく、資本主義の廃棄後に個人主義的動機が次 第に消滅していくという確信であったと主張するであろう。人々はもはや,我汝の区別を考えることはなくなる。各人は自己を他者の利害と同化させる「社会的個人」となるであろう」(pp. 133-4, 訳183-4頁)。

まず解釈問題として、コーエンは、このような解釈が一応成り立つことを認めているようである。「おそらく初期の作品群の時代においては、マルクスは徹底した社会性に依拠していたのだが、『ドイツ・イデオロギー』以後の後期の作品群では、社会化された個人は、それが使われる意味から解する限り、共産主義的平等を可能とする要因になっているとは思えない」(pp. 136-7、訳187頁)。「私は、マルクスが共産主義の可能性を信じる根拠に関する解釈として、(パシュカーニスの言う意味での)社会化された個人を持ち出すことを拒否しているが、それは『ドイツ・イデオロギー』とその後の著作に限定してのことである | (p. 138、訳188頁)。

このようにコーエンは、マルクスの思想を初期と後期に分け、前者については個人の社会化という観念が大きな位置を占めていたが、後期ではそれが払拭されて物質的要因に重点をおくようになったという解釈をとっている。とすれば、コーエンには、前期の考えが後期においてどのように変容したのかを説明する義務があるはずだが、それはなされていない。

(3) コーエン自身の構想する共産主義の高次段階

さてコーエンは、このように共産主義の高次段階を実現させる条件として、無限の富裕が存在するからというコーエン自身の解釈と、人々の動機が社会化されているからという他の論者による解釈を挙げ、これら両者は自己所有権原理の肯定と両立するとし、自らは、無限の富裕ほどではないがきわめて高い物質的水準が存在するという、解釈ではない彼自身の構想する共産主義の高次段階を対置し、これは自己所有権原理を拒否するとしている。

「利害対立そのものを廃棄するには低すぎるが、強制力に訴えることなく平等を促進する方向で対立を解決しうるほどに十分高い水準の物質的富裕について語ることは、決してユートピア的ではないと私は思う。私がここで頭に描いているのは、対立する要求をめぐるありふれた平和的妥協ではないことに注意してほしい。私が論じているのは、利害対立の非強制的で平等主義的な解決である。平等主義的正義は、物質的条件が良好であれば自分のための利益を英雄的にではなく、いくらか犠牲にすることを要請するにすぎず、非強制的で平等主義的な解決が可能になるのは、人々が平等主義的正義への信頼に基づいて行動するときであり、そのように行動するからであると私は考えている。私がこうした社会は実現可能であると推断するのは、人々が完全な正義感をもっているので、いかなる状況であれいかなる程度であれ、正義という価値が要求する通りに自己利益を進んで犠牲にするだろうと考えるからではなく、ほどほどの豊かさという条件のもとで平等主義的分配を進んで支持するのには十分な正義感を人々がもっている、またはもつようになるだろうと考えるからである。これが自発的平等はいかにして可能かという問題に対する私の答えである (p. 128、訳177-8頁)。

ここでコーエンは、共産主義における自発的平等を可能にする条件として、完全に高い水準ではない十分に高い水準の物質的富裕と、完全な正義感ではない十分な正義感の両者を挙げている。まず、コーエン自身の主張そのものとしては、十分理解可能であることは認めよう。問題は、マルクス解釈として、どうしてこのように読み取ることができないのかということである。上述の

ようにコーエンは、共産主義の高次段階を実現する条件についてのマルクス解釈として、完全な物質的富裕という客体的条件説と、人間性の完全な変化という主体的条件説を挙げ、両方とも否定していた。彼はマルクス解釈としては両方とも成り立たないとしたうえで、自らの主張を対置するのだが、その前にどうして彼の主張がマルクス解釈として成り立たないのかをいましばらく検討すべきではないだろうか。

さきの『ゴータ綱領批判』の叙述からして、マルクスが客体的主体的条件の両者を考えていたことは確かである。そこでは分業の廃棄が労働を生命の第一欲求とし、その結果として生産力が増大するというように、主体的要因から客体的要因へのルートも含まれている。よって両者が相まって共産主義の高次段階が可能になるという解釈をとることは決して突飛ではないし、むしろ自然なとらえ方である。

マルクスが生産力発展の見込みに依拠して自己所有権原理を肯定していたというコーエンの解釈は一つの有力な仮説であることは認められるが、彼自身の構想する共産主義の高次段階がなぜマルクス解釈として可能ではないのかという点については必ずしも納得のゆく説明がなされているわけではないのである。

6. 共産主義の第一段階と自己所有権原理

(1) コーエンの解釈とその難点

搾取論の対象となる資本主義社会と必要原理が支配する共産主義の高次段階の間に、マルクスは共産主義の第一段階をおいている。『ゴータ綱領批判』で、彼は次のように述べている。

「この共産主義社会は、あらゆる点で、経済的にも道徳的にも精神的にも、その共産主義社会が生まれでてきた母胎たる旧社会の母斑をまだおびている。したがって、個々の生産者は、彼が社会にあたえたのと正確に同じだけのものを――控除をしたうえで――返してもらう。

……この平等な権利はまだつねにブルジョア的な制限につきまとわれている。生産者の権利は 生産者の労働給付に比例する。……それは労働者の不平等な個人的天分と,したがってまた不平 等な給付能力を,生まれながらの特権として暗黙のうちに承認している。だからそれは,内容か らいえばすべての権利と同じように不平等の権利である。

……しかし、こうした欠陥は、長い産みの苦しみののち資本主義社会から生まれたばかりの共産主義の第一段階では避けられない。権利は、社会の経済構造およびそれによって制約される文化の発展よりも高度であることは決してできない | (MEW, Bd. 19, S. 20, 訳20-1頁)。

このように、共産主義の第一段階においては生産者に対して労働に応じた分配がなされる。ただし、生産者への分配がなされる前に、生産手段の補塡部分、追加部分、臨時のための予備積立や保険積立、一般管理費、学校や衛生など「必要の共同充足」のための施設必要、そして労働不能者のための基金などが控除される。

では、この段階における自己所有権原理の位置づけは、どのように理解すべきだろうか。コーエンは次のように述べている。

「社会主義的比例原理によれば人間は生産的能力について「自然な特権」を享受しうるとしつ

つ、マルクスはこの原理を自己所有権の縮小形態として特徴づけている。確かに彼は自己所有権という特権が縮小されていると明示的に認めているわけではないが、縮小されていると言い切ってよいのは、自己所有権にとって不利となる控除……がすでに適用された後になってはじめて、生産手段が公共的に所有された世界において自己所有権が要請するものを、社会主義原理は要請するからである。

社会主義的比例原理は縮小された形態であるとはいえ、自己所有権に基づく所得の権限を保持しており、「ゆえに不平等の権利である」。才能ある者はそれだけ、才能のない者よりうまく物事をこなすであろうし、扶養家族の少ない者は、多い者よりも手厚く扶養しうるであろう。……

マルクスは,第一段階においては労働に応じた分配がなされるとしつつも,その分配以前に上述のような控除がなされるとしている。コーエンは,これを「社会主義的比例原理」と呼んだうえで,この原理を自己所有権原理の縮小形態として特徴づけ,共産主義の第一段階は実践的理由のゆえに自己所有権原理を受容しているが,そのことはこの原理を基本原理として支持することを意味しないと述べている。マルクスは自己所有権原理を基本原理としては積極的に支持していないのだが,実践的理由のゆえに受容しているという理解である。私は,この理解に全く賛成である。

ところが、これまでみてきた搾取論、共産主義の高次段階における自己所有権の位置づけについてのコーエンの理解からすると、第一段階はきわめて都合が悪い部分となってしまう。共産主義段階における自己所有権への姿勢について、第一段階において自己所有権原理が縮小していたのに、なぜ高次段階ではそれが再び復活するのだろうか。十分な物質的富裕が可能になり、自己所有権の役割が不要になったとしても、それに対する否定的評価は変わらないはずである。むしろ、資本主義において支配的であった自己所有権原理が第一段階においては縮小し、高次段階ではさらに縮小すると理解した方が自然ではないか。

コーエンと私の主張を表で比較すると次のようになる。

	搾 取 論	共産主義の第一段階論	共産主義の高次段階論
コーエン	0	Δ	0
松 井	0	Δ	×

(自己所有権原理の位置づけについて, ○は肯定, △は一部肯定, ×は否定を表す。)

コーエンは、自らの第一段階についての理解が高次段階についての理解と矛盾することを悟っているため困惑しており、この点を率直に述べている。

「実際、本章の主張の観点からすると、マルクスが「ゴータ綱領批判」の中で共産主義の低い 段階について述べていること、もしくは後に社会主義と呼ばれる考え方に妥協するのは、(不可 能ではないにしても)いっそう困難である。なぜなら社会主義社会では、自己所有権がいくぶん か削減されることは疑問の余地がないからである」(p. 159、訳219頁)。 コーエンは、資本主義社会を批判する搾取論において自己所有権原理を肯定していたのみならず、共産主義の高次段階においてもこの原理を肯定していたという理解をとっているが、その中間に位置する第一段階においては、自己所有権原理が縮小されるとすることで、説明の一貫性が保てなくなっている。コーエンにはこの不整合性を弁解する義務があるはずだが、これ以上ふれようとしていない。とすれば、マルクスが自己所有権原理を搾取論のみならず共産主義の高次段階においても肯定していたというコーエンの主張は、大きな問題をはらんでいると言わざるをえないのである。

これに対し私の理解では、資本主義社会において支配的であった自己所有権原理が、共産主義の第一段階では縮小された形態に転化し、さらに高次段階では完全に払拭されていく。このように歴史発展を自己所有権原理からの脱却の過程として一貫性をもって説明することができる。

マルクスが共産主義の第一段階において、縮減された形態であるとはいえ自己所有権原理が必要であると考えたのは、生産力の発展が未だ不十分な状況にあるだけでなく、この原理がブルジョア社会の制度のなかにしっかり組み込まれていると考えたからである。そのような段階で応労原理を無理矢理否定すれば、誘因の低下を招くという予測があったに違いない。だが、生産手段が社会化されているならば、いずれ応労原理は不要になるであろう。それは最終的には制度的基礎としての自己所有権原理が否定されていく過程に他ならない。このような理由により、マルクスは外的内的資産両方の社会化を一気に実現するという方法ではなく、自己所有権原理というブルジョア的な原理に依拠しつつ、まず外的資産の社会化を達成するという漸進的路線を選んだのである。

マルクスは、規範原理は急激にではなく漸進的にのみ受容されていくという立場をとっていた。つまり資本主義社会の変革においては、まず外的資産の社会化に目標を絞り、その達成のためにはたとえ将来的には否定されるべき原理であろうともそれをいったん受け入れるという戦略である。特に自己所有権原理の否定を実現するためには段階を踏む必要がある。本源的所有論を考察した際みてきたように、外的資産が自分の私有物である場合には、自分の身体と能力は自分のものであるという意識が強固なものとして形成されていく。なぜなら生産に必要な労働力と生産手段がともに自分のものであるとすれば、その結果得られた生産物は自分の所有物であるという観念が自然に生じるからである。ところが外的資産が社会化されてしまえば、このような観念は決してアプリオリに通用しなくなる。生産手段が社会化されているならば、その生産と分配に関する判断は社会的な意思決定に従わなくてはならない。たとえ労働能力に差異があろうとも、もし平等分配に従うべしという原理が社会的に承認されたならば、それに従わなくてはならないからである。

(2) 個人的所有の再建

マルクスにおける自己所有権原理と共産主義社会論との関係を考察するうえで見逃すことができないのは、『資本論』第7篇第24章第7節「資本制的蓄積の歴史的傾向」のなかの「否定の否定」ないしは「個人的所有の再建」に関わる部分である。

「資本主義的生産様式から生まれる資本主義的取得様式は、したがって資本制的な私的所有も、 自分の労働にもとづく個人的な私有の第一の否定である。しかし、資本主義的生産は、一つの自 然過程の必然性をもって、それ自身の否定を生みだす。それは否定の否定である。この否定は、 私有を再建しはしないが、しかし、資本主義時代の成果を基礎とする個人的所有をつくりだす。 すなわち、協業と土地の共同占有と労働そのものによって生産される生産手段の共同占有とを基 礎とする個人的所有をつくりだすのである」(MEW, Bd. 23, S. 791, 訳995頁)。

この部分については、エンゲルスが『反デューリング論』において、「この文章は、社会的所有にはいるのは土地その他の生産手段であり、個人的所有にはいるのは生産物すなわち消費対象である、ということを意味する」(MEW、Bd. 20、S. 122、訳137頁)という解釈を行い、これが日本でも通説とされてきた。これに対し、平田清明氏が市民社会論的視座から、社会主義とは「勤労者の個体的所有が再建されていく社会である」(平田1969、108頁)という説を提唱して以降、「個人的所有」の「個人的」とは何を意味するのか、所有の対象には生産手段まで含まれるのか否かといった点をめぐって激しい論争が展開された。小論はこの論争そのものについて検討することはしないが、自己所有権原理を考察の対象とする以上、個体的所有の再建論とどのように関係するのかは最低限明らかにする義務がある。そこで論争を通じて獲得された到達点に基づき、自己所有権原理と共産主義社会論の関係という観点から簡単にふれておきたい。

自己所有権原理との関係という関心から問題となるのは、「個人的所有」を自己労働に基づく所有とみなすかどうかという点である。近年の通説は、再建される「個人的所有」を自己労働に基づく所有と解釈している。上述の検討の結果得られた私の理解からすると、後者は自己所有権原理に基づいており、それは共産主義の第一段階にのみ通用するが、縮小された形態においてである。したがって通説によれば、「個人的所有の再建」といっても、それは共産主義の第一段階にのみ当てはまり、しかも全面的な再建ではなくて縮小された再建だということになる。

平田説では、「個人的所有」は自由な個体による所有という意味で「個体的所有」と訳され、共産主義の両段階に通用するとされるが、「自己労働にもとづく個体的所有」は「社会主義社会」すなわち第一段階のみに適用される。したがって「個体的所有の再建」は、自由な個体の全面開花の過程として両段階を通じて遂行されていくし、第一段階から高次段階へと深化していくことになる。

小論では、両説のいずれが正しいかという問題に判定を下すことはできないが、自己所有権原理の面から両者を比較した場合、近年の通説では「個人的所有の再建」が共産主義の第一段階のしかも縮小された形態のみを意味することになるのに対し、平田説では両段階を通じて深化発展していく過程としてとらえられることになる。よって再建の意義を資本主義社会から共産主義社会へ移行した直後(すなわち第一段階)の状況の描写として限定的にとらえるのであれば、近年の通説に有利になるし、その意義を『要綱』における人類史の三段階論に匹敵する歴史的展望を示したものととらえるならば、平田説に有利になるであろう。以上が自己所有権原理の視角から「個人的所有の再建」論争に対して提供できる論点である。

7. マルクスと自己所有権原理

以上の考察から、マルクスの自己所有権原理に対する規範的姿勢として、以下のような仮説を

提案することができる。すなわちマルクスは、社会主義の本義からして自己所有権原理は論理的には成立しないし、倫理的にも必要原理と相容れないとして拒否すべきであるという確信をもっていた。それゆえ共産主義の高次段階において自己所有権原理は否定されると考えていた。にもかかわらず、資本主義を批判する搾取論においては自己所有権原理に依拠していたし、資本主義の直後に到来する共産主義の第一段階では自己所有権原理は縮小形態であるとはいえ存続すべきであると提案した。

そこで,一方で自らが理想とする社会においては自己所有権原理が否定されるとしながら,他 方で資本主義を批判する際には自己所有権原理に立脚したり,共産主義の第一段階では自己所有 権原理を活用するというのは,規範理論として整合性に欠けるという疑念が生じよう。

コーエンの問題提起はこうした疑念から出発している。それゆえ彼は、J・ロールズやR・ドゥウォーキンらレフト・リベラルの提起も受けつつ、リバタリアニズムの自己所有権原理と決別し、「純粋に形成された資本主義」をも批判しうるように内的資産も平等化の対象に含めることによって、マルクス的搾取論を平等主義の一般理論として再構築しようとしたのである。上述のように、内的資産の平等化ないし必要原理の推進は、資本主義を基盤とする福祉国家においても共産主義の第一段階においても、平等主義者にとって重要な課題であることは間違いないし、この価値規範を具現化する制度の拡充を追求すべきである。

しかし、だからといって上述のようなマルクスの自己所有権原理に対する規範的立場が全く無意味であると葬り去るのは誤りであると私は考える。マルクスは、自己所有権原理が最終的には否定されるべきであると考えながら、資本主義ではむしろそれを根拠に搾取を批判し、共産主義の第一段階ではそれを活用するという段階論的な戦略を提案した。この背景には自己所有権原理がそう簡単には廃棄できる性格のものではないというマルクスの認識が横たわっている。

上述のようにマルクスは、そもそも所有をロックのように、人間主体が自然という客体に労働を加えることによってそれを所有するといったたんなる主客関係の位相でとらえるのではなく、人間相互の社会関係とくに生産諸関係の総体のなかでとらえる視角をもっていた。資本主義においては、貨幣が資本へと転化することを通じて労働力が売買の対象となり、これによってはじめて身体と能力からなる人格そのものが所有の対象と意識されるようになる。したがって自己所有権は永遠不変の自然権ではけっしてなく、資本主義に特有な観念なのである。しかしマルクスは、だからといって自己所有権原理はたんなる恣意的な「法的幻想」であるから、生産諸関係が変革されれば自動的に上部構造としての自己所有権原理も消滅するなどとは考えなかった。なぜなら、貨幣や資本がそれ自体富を生む物神として自立し、逆に経済過程を支配するという物象化の構造が生じることによって、労働もそれ自体として富を生むものとして物象化され、それに基づく自己所有権原理もまた一定の自立性をもって、経済過程を制御する影響力を有するに至っているからである。ここに自己所有権原理は最終的には廃棄されるべきではあるが、またそれが即座には廃棄できないという認識の根拠がある。

コーエンは、関心を規範理論に移行させる以前は、史的唯物論の研究に精力的に取り組んでいた。そしてマルクスの『経済学批判序言』に提示されたいわゆる史的唯物論の公式における、生産力、生産関係、上部構造の相互関係について、「機能的説明」という仮説を提出した。機能的説明は次のように定義される。「e が起きたのは、それが f をもたらすからである」。この説明に

よると、経済構造と上部構造の関係については、ある時期にある上部構造が支配的となるのは、 それが経済構造の発展を促進する機能によってであるとされる。

自己所有権原理は資本主義に特有な上部構造の一つであるから、資本主義社会においてこの原理が支配的となるのは、それが資本主義的な経済構造の発展を促進する機能によってであるということになる。たしかに資本主義的経済構造が自己所有権原理の性格を説明するのだが、後者は前者を支持する機能をもっている。したがってここにも自己所有権原理が一定の自立性をもっており、それゆえそう容易には廃棄できない理由が存する。

コーエンによれば、レフト・リベラルは「かなりの程度まで自己所有権を制限している」 (p. 45)。そしてマルクス主義者も「ある程度または何らかのかたちで,自己所有権を拒否しなければならない」 (p. 15 , 訳 18 頁)と主張する。この点からすると,レフト・リベラルは自己所有権原理を制限している点でマルクス主義以上にラディカルであるように見える。しかし史的唯物論の観点からすれば,自己所有権原理を完全に廃止した社会を現段階で即座に実現しようとすることは,体制変革のプロセスを無視している点で観念的かつユートピア主義的である。

コーエンは、自らの構想する共産主義の高次段階において、人々が自己所有権原理を拒絶することは、この原理を前提としたままで個人の動機を社会化することよりは容易であるとしている。「私の解決案では、強制の不在が社会的平等と整合するのは、市民が自己所有権は誤っていると考え、そうした理解を反映する法律(または実践)に進んでしたがう場合に限られる」(p. 129、訳179頁)。「この問題に対する私自身の解決案では、人々の動機のこのような極端な変化を予期してはいない。自己所有権というブルジョア的規範原理にしたがって、途方もない社会化に依拠するよりも、このブルジョア的原理を拒絶して、人間心理の多大な変化を期待しない方がはるかにましてあると私は信じている|(pp. 134-5、訳184頁)。

ここでコーエンは、「多大な」の箇所に注を付し「私自身が提出した……シナリオは人間心理の変化を含んではいないと、私が主張する必要はない」(p. 134, 訳199頁)と述べており、自己所有権原理を拒絶することが人間心理の変化を伴うことを暗に認めている。たしかに、自己所有権原理を拒否することは、それを前提としたままで個人的動機を社会化することと比較すれば、容易かもしれない。しかし、自己所有権原理を拒絶することそのものがきわめて大きな心理的変化を要する可能性については、コーエンは過小に見積もっているように思われる。だからこそ、彼は資本主義批判としての搾取論から自己所有権原理を除去し、内的資産の平等までも組み込むという急進的な提案を行うことができたのであろう。

しかしコーエンに対しては、ロールズたちに対する批判が同様に当てはまる。自己所有権原理の撤廃はコーエンが考える以上に困難な課題である。であるからこそマルクスは、まず自己所有権原理を認めたうえで資本主義的搾取を廃止し、共産主義の第一段階を経過した後に、共産主義の高次段階で自己所有権原理を完全に廃止するという漸次的な方法を選んだのである。

ところで左翼リバタリアンは、自己所有権原理を肯定しながら平等主義を推進しようとするのだが、コーエンは、マルクス主義者は自己所有権原理を拒否して左翼リバタリアニズムから決別すべきだと主張する。だが、上述の段階論的姿勢を踏襲するとすれば、資本主義社会から社会主義社会へと移行する過渡的な社会として、左翼リバタリアニズムが提案する社会システムを取り入れることもありえるのではないか。しかもコーエンが批判の対象とした左翼リバタリアニズム

は、外的資産を初期に平等分割するスタイナー(Steiner 1994)のものであった。たしかにこの説ではコーエンが指摘するように、結局平等主義の実現という点で重大な問題がある。しかし、例えばコーエン(Cohen 1995)が日本語版序文で左翼リバタリアニズムのもう一人の代表として挙げているオオツカ(Otsuka 2003)のように、自己所有権原理を遵守しつつも内的資産の少ない者に対して外的資産を多く配分することによって、かなりの程度の平等が実現可能であるという提案も登場している。少なくとも過渡的なオルタナティブとして、左翼リバタリアニズムの提唱する社会システムをマルクス主義の社会変革プログラムのなかに位置づけることは可能であると考えられる。

コーエンはリバタリアリアニズム批判の過程でマルクス主義的搾取論のなかに自己所有権原理の存在を見出し、これを払拭することを主張した。これに対し小論は、自己所有権原理を最終的には廃棄することが共産主義の目標であるという点ではコーエンに同意しつつも、マルクスが歴史的発展段階に応じて自己所有権原理を漸次的に撤廃していこうとしたという理解を提示し、これが今日のマルクス主義による社会変革論にとってもきわめて重要な意義を有することを明らかにしたのである。

コーエンは、リベラルよりもマルクス主義者の方が自己所有権原理を真剣に受け止めることができると述べている。

リベラル「には、排除せねばならないような自己所有権への信念がそもそもないので、リバタリアンとの決定的邂逅は彼らよりもむしろわれわれとの間でなされることになる。私の見解では、ドゥウォーキン、ネーゲル、ロールズは、ノージックの立場を挫くのに必要なことを行うほど真剣に彼の議論を受け止めていない。マルクス主義者は、ノージックとの深刻な邂逅を通じて彼を論駁するだけでなく、伝統的な搾取の観念を曖昧に使用してきた際に抱いていた自らの正義の観念について、より精密な規定に達することを望みうるのである | (pp. 163-4、訳224頁)。

たしかにコーエンは、マルクス主義における資本主義批判の中軸をなす搾取論の観点から自己 所有権原理を詳細に検討し、これを拒絶すべきことを訴えた。これに対し小論は、コーエンのこ の結論を共有しつつも、マルクス主義の核心をなす史的唯物論の視点から資本主義社会に占める 自己所有権原理の位置とその克服の過程をコーエン以上に厳密に分析しえたものと考える。

注

- 1) 以下, Cohen 1995 からの直接引用については頻出するので,原書と翻訳の頁数のみで表す。
- 2) ただし、この区別は必ずしも単純明快ではない。なぜなら自己所有権概念そのものが「所有権」という一定の価値判断を含む概念から成り立っているからである。このことは、Cohen 1995 の第9、10章がそれぞれ自己所有権の概念と原理の検討にあてられていながら、第9章で事実上原理に関する分析がなされていることからも伺える。たとえば次の叙述を参照。「ナイフの所有権に関するこのような諸原理は、所有権の概念から生じる」(p. 216、訳305頁)。だがコーエンの意図を汲むとすれば、自己所有権概念の整合性を踏まえたうえで、それが有する道徳的含意を示す自己所有権原理を批判するという方法をとることによって、両者の問題が区分可能となり、両者の混同に伴う困難が避けられるということだと思われる(pp. 209-10、訳297-8 頁参照)。
- 3) コーエンは、自己所有権の原理を命題とも呼んでいるが、以後、原理という表現に統一する。なお、リバタリアンによる自己所有権原理の検討として、森村 1995を参照。
- 4) Cohen 1995, p. 68, 訳96頁参照。

- 5) 資本主義を基盤とする福祉国家においても必要原理は体制の基本原理ではないとはいえ一定機能しており、マルクスの構想によれば、共産主義の第一段階でその比重を増し、高次段階で社会体制の基本原理となる。新村 2006を参照。
- 6) 所有の諸形態については、Risse 2004、pp. 342-5 を参照。
- 7) コーエンによる他の定義では、この但し書きがない場合もある。しかし、この但し書きが付されていない場合であっても、これが前提とされていると理解すべきであろう。
- 8) 危害禁止原理を定式化としたものとして最も有名なのは, J·S·ミルの『自由論』であるが (Mill 1859, p. 68, 訳24頁), J·ロックによる私的所有権の正当化に関する但し書きが, すでに危害禁止原理を提示していた (Locke 1690, p. 291, 訳38頁)。
- 9) したがって自由主義は、「自由至上主義」と翻訳されるリバタリアニズムでさえ、無制限な自由を容認しているわけではない。危害禁止原理を含まない自由主義があるとすれば、それこそがまさに純粋な自由主義であるが、それは戦争状態を基本とする「社会」を常態としており、永続的な社会についての価値規範とはなりえない。松井 2004参照。
- 10) 大庭 2005は、非援助が加害と同等ないしそれ以上に深刻な危害を与える可能性について論じている(92-5頁)。しかし、非援助を加害とみなさなくとも、自己所有権原理が危害禁止原理に抵触してしまうという点では――後述のように根拠は異なるが――、小論はコーエンと同じ見解をとるので、非援助は一応、加害と区別されるものとして議論を進める。
- 11) 上述したコーエンによる自己所有権原理の定義には危害禁止原理が含まれていたが、ロックにはない。それゆえ「一種の自己所有権原理」とした。
- 12) ロックの私的所有論の論理構造については、下川 2000, 第3章を参照。
- 13) 前述のようにロックの自己所有権原理には危害禁止原理がないから、この但し書きにおける危害禁止原理によってはじめて社会関係が登場するわけである。
- 14) 「マルクスのモチーフは、本源的所有においては、生産者がたんなる労働者という抽象的規定で存在せず、所有者として生産の過程を意志的に支配、規制する主体という規定性をもっていることを示す点にある」(浅見 1986, 42頁)。
- 15) 「労働能力は、本源的所有にあっては所有の対象とされない。……所有主体が自己の労働能力を所有対象とするのは、歴史的に特異のことである。この場合、所有主体は自己の身体その他の能力を所有する意志主体に後退する」(渡辺 2002、140頁)。
- 16) これには『ユダヤ人問題によせて』を執筆した1843~44年頃のマルクスの関心が、市場ではなく市 民社会の次元におかれていたことも関わっている。
- 17) 加藤 1997, 174-7頁参照。加藤がいうように、危害禁止原理は「厳密には存在しないアトム・モデルに依存している」(177頁)。それがゆえに、他者に対して危害を加えない状態が想定可能なのである。
- 18) この点の認識が、自由主義と社会主義を分ける大きなメルクマールの一つである。自由主義は、上記のような議論を否定し、他人に危害を加えない形での自己所有権の行使が可能であると考える。社会主義はより根本的な次元で、他人に危害を加えない自己所有などありえないととらえている。ただし、社会主義においても、他者に現状以上に危害を加えるべきでないという原理は、受け入れ可能であるし、重要である。
- 19) 危害原理を前提とする自由が成立しえないという認識は、環境問題がますます深刻化している今日いっそう現実性を増している。環境問題の浮上が、危害禁止原理の有効性をますます減退させているという点については、大澤 2000、160-5頁を参照。
- 20) 宇野 1962は、私的所有の根拠を単純商品生産社会における自己労働に求めることはできないという理由から転回論の意義を否定したが(143-7頁)、平田 1982は、自己労働に基づく所有という仮定は論理的であるだけでなく歴史的でもあるという点を強調し(263-323頁)、そして佐藤 1976は、この過程は決して歴史的なものではなく、完全に論理的なものであることを主張した。この論争につい

てのサーベイとして、大野 1985を参照。

- 21) 平田説の場合,自己労働に基づく所有の歴史的実在性の強調は、共産主義の第一段階である「社会主義社会」においてそれが復活するべきであるという規範的主張と結びついている。本文で言いたいのは、たとえこの点を捨象したとしても、資本主義社会において自己労働に基づく所有という制度が形式的に過ぎないものであれ定着している以上、それはその後の社会形成にとって看過しえない重みをもつということである。
- 22) 向井 1973参照。また森末 1993によれば「「自己労働に基づく所有」が、資本家的領有法則を批判する根拠であるより以前に、近代以降の社会における日常生活の感覚に根ざした当為であるならば、これはまさしく近代的な「市民」的所有原理であることになる」(150頁)。
- 23) これに対し、資本主義経済において純生産物のすべてが労働者に帰属すべきであるとする労働全収権論については、マルクスは、そもそも資本主義的搾取を批判する論理としても、また資本主義社会の直後に到来する共産主義の第一段階を構築する際の論理としても採用せず、厳しく批判する。労働全収権論も「自己労働に基づく所有」論と同様に、自己所有権原理を土台とし、それに労働のみが富の源泉であるという観念が加わっているが、後者の場合には生産手段を個人が所有していることが必要とされていたのに対し、前者ではこの条件さえもが放棄され、資本家が生産手段を所有している資本主義社会を前提にしながら純生産物のすべてが労働者に帰属すべきことが説かれる。ここでは労働のみが富の源泉であるという観念が肥大化して、「自己労働に基づく所有」では配慮されていた生産手段の役割が完全に無視され、労働のみが富の源泉であるから、生産手段を有するだけの資本家にはそこから得られた生産物を得る資格はなく、すべて労働者の所有権に帰するとされる。しかしこれは、マルクスが『ゴータ綱領批判』で批判しているように、生産手段なしで富を生産することができるという想定に立脚する観念論である。

たしかに「自己労働に基づく所有」論も資本主義では中心的存在とはなりえない単純商品生産者を 前提にしている点で同じく観念的であるが、この議論に立脚したとしても領有法則の転変が起きてし まうという批判の論拠となる点では、十分活用する価値のある議論である。これは、自己所有権原理 が実際には虚偽的な観念でありながら、搾取を批判する論拠として活用できるのと同様である。

これに対し労働全収権論に基づく搾取批判は、生産における生産手段の役割が完全に看過されているために、そもそも資本主義的搾取が資本家による生産手段の独占によって可能となるのであり、生産手段の社会化こそが革命の課題であるという最も重要な点が抜け落ちてしまう。そして前節でみたように、共産主義社会で自己所有権原理を克服していく段階において、生産手段の所有形態がこの原理の有効性を規定していることを明らかにするためには、労働全収権論はむしろ障害となってしまうのである。マルクスが『ゴータ綱領批判』において、労働全収権論に対抗して「労働はすべての富の源泉ではない」(MEW、Bd. 19、S. 15、訳15頁)ことをことさら強調しているのは、このような理由があるからである。以上の点について、青木 1992、2002、中村 2001を参照。

- 24) Otsuka 2003 は、自己所有権は自然権であるとしている。なお、身体の自己性に対する根本的な疑義の表明としては、立岩 1997を参照。ただし小論では、身体を自己ととらえたとしても、自己所有権原理は成立しないという論法をとっている。
- 25) Nozick 1974, pp. 262-55, 訳429-33頁を参照。
- 26) Cohen 1988, ch. 13 を参照。
- 27) 第二の反論の部分は、コーエン自身が要約したものである。p. 158, 訳229-30頁を参照。
- 28) コーエンの設例ではマルクスと異なり、資本家範疇に内的資産の有無が付加されている。p. 149-50、訳209頁参照。
- 29) これに対して Warren 1994 は、二つの点を挙げて批判している。第1は、盗みの不正性は自己所有権原理を想定せずとも可能であるという議論である。例えば、功利主義者であれば、盗みが不正とされる社会は全般的効用を最大化するだろうという理由から、盗みは不正であるという議論を導くかもしれない。したがって盗みが不正であることの根拠は自己所有権原理に限定されるわけではないと

いうことである。

しかし、この議論は明らかに的外れである。コーエンはたしかに盗みという不正の根拠として自己 所有権原理を挙げているが、ここでの主旨は、搾取の不正性の根拠は自己所有権原理に限定されるか 否かという点ではなくて、搾取論における盗みという表現には、盗まれたものは自分の所有物である という自己所有原理が前提にされているという点にある。

ウォレンの第2の論点は、たとえ盗みという言い方が自己所有権原理の観念を前提していたとしても、コーエンが引用しているマルクスの盗みという言い方は、文字通りの意味では使われていないというものである。ウォレンのいう文字通りでない意味とは、「Aが公平な負担をしていない場合、AはBから盗んでいるということができる」というものである。

しかし、この議論も説得力に乏しい。まず、なぜわざわざこのように文字通りでない意味で盗みという表現を用いなくてはいけないのかが説明されねばならないが、それが明らかでない。ウォレンは、むしろ互酬という原理こそが搾取論の根底にあることを主張しているのだが、なぜマルクスが搾取や盗みでなく、互酬という表現をとらなかったのかが説明されていない。

第2に、たとえ互酬という原理があったとしても、やはりそれも自己所有権原理を前提にしてはいないだろうか。すなわち、AもBも自らの労働能力の所有者であるからこそ、それぞれに応じた負担を提供しうるのであって、互酬という観念そのものが自己所有権原理を前提としているのである。

以上より、搾取論には自己所有権原理が含まれているというコーエンの主張に対するウォレンの批判は失敗に終わっていると言わざるをえない。

- 30) Aristotle 1984, 参照。
- 31) Levy 2002 は、努力に対しては報われるべきであるという道徳的倫理の一面的な展開として、マルクスは自己所有権原理をとらえていたのであり、この点で対人論証といっても限定された意味においてであるとしている(pp. 91-2)。この見解は、たんなる対人論証ではないという理解の方向性では同意できるが、コーエンと同様に自己所有権原理の受容を制度的問題としてとらえていない点で限界がある。
- 32) 「マルクスは、……「公正」、「正義」の価値基準をさしあたりシステム内在的な妥当性に置いている。マルクスは、いきなり、体制外在的な価値基準を恣意的に持出すようなことはしない」(廣松 1983、134-5頁)。
- 33) Levy 2002 は、コーエンが『ゴータ綱領批判』における「第一の生命欲求」という表現を最大の根拠として技術的解決という解釈を導出した点を批判している(pp. 94-6)。たしかに、マルクスが疎外されていない労働に言及する際には分業の廃棄といった社会的要因を含めて論じているのに対し、コーエンの場合は生産力の増大のみに結びつけている点が問題であると思われる。
- 34) Cohen 1995, p. 134, 訳184頁を参照。
- 35) Cohen 1995, p. 133, 訳183頁を参照。
- 36) しかもコーエンは、解釈問題とは別に、こうした個人の社会化に共産主義の条件を求めていることを否定すべきであるという自らの主張を明示している。

「ここでは、マルクスをそのように解釈する根拠があろうとなかろうと、個人主義的動機の超克に依拠することに対して批判していきたい。もちろん、こうした超克が可能であるかどうかを問うことはできる。しかし、それは脇におくとして、それがきわめて望ましくないことを主張したい。なぜなら「個人主義的動機の超克」という表現が、本来とは別の内容を、すなわち利害対立は存続するが人々は平等主義的方法を通じて解決しようとするという私の考えを、描写するのに使われるのでないとすれば、それは、自己所有する個人を過度に社会化する犠牲を払ってまで自己所有権を保護するという身の毛もよだつような見通しを示しているからである」(p. 134、訳184頁)。

コーエンは、マルクス解釈としても自らの主張としても、共産主義の高次段階が実現する条件としての人間主体の過度な社会化を否定している。

37) コーエンは、「実践的な理由」の内容として、イデオロギー的遅滞のみならず、生産力の発展段階

- の低さも含まれることを強調している。この点を認めたとしても、本節の結論に変更はない。なお、この引用部分の最後の文は、第4節ですでに引用されている。
- 38) すでに第4節で述べたように、搾取論についてのコーエンの理解では、マルクスは自己所有権原理を基本原理として積極的に肯定していたとされる。これに対し私の理解では、マルクスは搾取批判という実践的理由のゆえに自己所有権原理を肯定したが、それを超体制的な基本原理として支持したわけではない。共産主義の第一段階における自己所有権原理については、コーエンは私と同じ理解をとっているのに、搾取論ではなぜ異なるのかが疑問である。
- 39) 共産主義の第一段階論は、体制変革における漸進的方法を明示しており、マルクスの自己所有権原理に対する考えのみならず、その規範理論全般の性格を考えるうえで決定的な重要性を有する。
- 40) ここでは、平田説による提起やエンゲルス説の難点を踏まえ、主要な論争を検討整理した到達点を基礎に提出された西野 1985をもって、近年の通説の代表とする。「だから、「否定の否定」によって「再建」されるものは、小経営生産=取得様式の非階級的性格の側面、すなわち労働者が労働諸条件の所有者となるという条件の獲得(これは「収奪者の収奪」によって獲得される)のもとに、労働者自身が、①生産手段に自ら結合し、②生産過程を自らの統制下に行い、そのことを通じて、③自らの手に生産物を取得する、という側面に他ならない。つまり「自分の労働を基礎とする」所有の「再建」=高次復活に他ならない。これが「個人的所有」「再建」の第一義的意味である(西野 1985、333-4頁)。なお篠原 1998は、『共産党宣言』にみられる「個人的所有」を詳細に検討し、それが「個人的に獲得した、自分で労働して得た所有」という定義をもつことから、『資本論』の「個体的所有」と比較すると、「労働者ないし生産者自身の所有という共通点がある」としている(25頁)。
- 41) 平田 1969は「自己労働にもとづく個体的所有」を共産主義の第一段階である「社会主義社会」にのみ当てはめ、高次段階である「コミュニスム社会」では労働概念の揚棄を当てている(109頁の図を参照)。
- 42) 以上, 所有の物象化については, 浅見 1986, 98, 渡辺 2002を参照。
- 43) P・シンガーは、『ダーヴィン的左翼』において、これからの左翼は、人間性の変化に対する過剰な期待を捨てて、現存する人間の意識から出発すべきことを主張している。この点では同感である。しかし、次のようにマルクスを解釈してそれを攻撃しているのは、筋違いであろう。「史的唯物論によれば、不変の人間性など存在しない。人間性は生産様式が変わるたびに変化するのである」(Singer 1999、p. 23、訳42頁、但し、訳文は松井)。マルクスは、人間性には生産様式の変化とともに変化する部分があることを確かに強調しているが、だからといって人間性のすべてが変化するなどとは述べていない。この点について、Carling 2001 も同様にシンガーを批判している。
- 44) 機能的説明については, Cohen 1978, 松井 1995を参照。
- 45) コーエン以外にも Nozick 1974 が, ロールズの格差原理は自己所有権原理を否定していると理解している。これに対し、Pogge 1989 (p. 64)、Gorr 1995 (pp. 273-88)、塩野谷 2002 (pp. 161-3) は、ロールズは自己所有権原理を否定していないと解釈している。またコーエンによれば、ドゥウォーキンは自己所有権概念の使用に反対している (Cohen 1995、p. 213、訳302頁)。
- 46) ロールズの学説が革命論を欠いているというマルクス主義からの批判については、Buchanan 1982, pp. 147-9, 伊藤 2002, 91頁を参照。
- 47) 資本主義の直後における自己所有権原理の存続を認めることは、資本主義社会において自己所有権原理と対立する必要原理の拡充を推進することを妨げるわけではないし、マルクスの場合も共産主義の第一段階や資本主義における必要原理の存在を求めている。新村 2006を参照。
- 48) Cohen, ch. 4 を参照。
- 49) 左翼リバタリアニズムに対するマルクス派からの評価については、松井 2007を参照。
- 50) ただし、左翼リバタリアンたち自身は自らの理想社会論として提起しているのであって、過渡的な社会システムとして提起しているのではない。

文 献

Karl Marx-Friedrich Engels: Werke については MEW, Karl Marx-Friedrich Engels: Gesamtausgabe, 2, Abteilung, については、MEGA, II, と略記した。

Aristotle, 1984. Sophistical Refutations, in J. Barnes (ed.), *The Collected Works of Aristotle*, vol. 1, Princeton Univ. Press. (「詭弁論駁論」『アリストテレス全集』第2巻, 岩波書店, 1970年, 所収)

Buchanan, A. 1982. Marx and Justice, Rowman & Allenheld.

Carling, A. 2001. A Darwinian Left? Imprints, vol. 5, no. 3, pp. 261-71.

Cohen, G. A. 1978. Karl Marx's Theory of History: A Defence, Princeton Univ. Press.

Cohen, G. A. 1988. History, Labour and Freedom, Oxford Univ. Press.

Cohen, G. A. 1995. Self-Ownership, Freedom, and Equality, Cambridge Univ. Press. (松井暁·中村宗 之訳『自己所有権·自由·平等』青木書店, 2005年)

Gorr, M. 1995. Justice, Self-Ownerhip, and Natural Assets, *Social Philosophy and Policy*, 1995, vol. 12, no. 2, pp. 267–91.

Levy, N. 2002. Self-Ownership: Defending Marx against Cohen, Social Theory and Practice, vol. 28, no. 1, pp. 77-99.

Locke, J. 1690. Two Treatises of Government, P. Laslett (ed.), Cambridge Univ. Press. (鵜飼信成訳『市民政府論』岩波書店, 1968年)

Mill, J.S. 1859. On Liberty, Penguin Books. (塩尻公明·木村健康訳『自由論』岩波書店, 1971年)

Nozick, R. 1974. *Anarchy, State and Utopia*, Basic Books. (『アナーキー・国家・ユートピア 上下』嶋 津格訳、木鐸社、上1985、下1989年)

Otsuka, M. 2003. Libertarianism without Inequality, Oxford Univ. Press.

Pogge, T. 1989. Realizing Rawls, Cornell Univ. Press.

Risse, M. 2004. Does Left-Libertarianism Have Coherent Foundations? *Politics, Philosophy and Economics*, vol. 3, pp. 337-65.

Roemer, J. 1994. A Future for Socialism, Verso. (伊藤誠訳『これからの社会主義』青木書店, 1997年)

Singer, P. 1999. A Darwinian Left: Politics, Evolution and Cooperation, Wiedenfeld & Nicolson. (竹内久美子訳『現実的な左翼に進化する』新潮社, 2003年)

Steiner, H. 1994. An Essay on Rights, Oxford Univ. Press.

Van Parijs, P. 1995. Real Freedom for All: What (if Anything) Can Justify Capitalism? Oxford Univ. Press.

Warren, P. 1994. Self-Ownership, Reciprocity, and Exploitation, Or Why Marxists Shouldn't Be Afraid of Robert Nozick, *Canadian Journal of Philosophy*, vol. 24, no. 1, pp. 33-56.

青木孝平 1992 『ポスト・マルクスの所有理論』社会評論社

----- 2002 『コミュニタリズムへ』社会評論社

浅見克彦 1986『所有と物象化』世界書院

------ 1998「所有」『マルクス・カテゴリー辞典』青木書店, 300-3 **頁**

伊藤恭彦 2002『多元的世界の政治学』有斐閣

宇野弘蔵 1962『経済学方法論』東京大学出版会

大澤真幸 2000『〈不気味なもの〉の政治学』新書館

大野節夫 1985「〈商品生産の所有法則の資本家的領有の法則への転変〉をめぐる論争」富塚良三・服部文 男・本間要一郎編『資本論体系 3 剰余価値・資本蓄積』有斐閣,434-43頁

大庭健 2005『「責任」ってなに?』講談社

加藤尚武 1997 『現代倫理学入門』講談社

佐藤金三郎 1976「『資本論』研究の一争点」『経済セミナー』第261号, 10月, 33-41頁

塩野谷祐一 2002『経済と倫理』東京大学出版会

篠原敏昭 1998「『共産党宣言』の共産主義像」篠原敏昭・石塚正英編『共産党宣言―解釈の革新』御茶の 水書房、5-37頁

下川潔 2000『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』名古屋大学出版会

立岩真也 1997『私的所有論』勁草書房

中村宗之 2001「搾取論と自己所有権」『経済理論学会年報』第38集, 119-34頁

新村聡 2006「平等と不平等の経済学」『季刊経済理論』第43巻第1号, 26-35頁

西野勉 1985「〈否定の否定〉〈個人的所有の再建〉」富塚良三・服部文男・本間要一郎編『資本論体系 3 剰余価値・資本蓄積』有斐閣,319-36頁

平田清明 1969『市民社会と社会主義』岩波書店

-----1982『経済学批判への方法叙説』岩波書店

廣松渉 1983『物象化論の構図』岩波書店

松井暁 1995「分析的マルクス主義の社会システム論(1)」『富大経済論集』第41巻第2号, 11月, 207-37 頁

----- 2004「自由 | 有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編著『現代規範理論入門』ナカニシヤ出版, 21-40頁

向井公敏 1973「『経済学批判要綱』における領有法則の転回について」大阪市立大学『経済学雑誌』第69 巻第6号、79-104頁

森末伸行 1993 『法フェティシズムの陥穽』昭和堂

森村進 1995『財産権の理論』弘文堂

渡辺憲正 2002「無所有の歴史的ポテンシャル」『唯物論研究年雑誌』第7号,125-49頁